

平成24年10月24日

堺市長 竹山 修身 様

堺市男女平等推進審議会
会長 段林



堺市における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画の策定について（答申）

平成24年7月23日付で、本審議会に対して市長から諮問のあった標記の件について、別添のとおり答申します。

**堺市における配偶者からの暴力の防止
及び被害者の保護に関する基本計画の
策定について（答申）**

平成 24 年 10 月

堺市男女平等推進審議会

はじめに

この答申は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画である「(仮称) 堺市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定するためのものです。

堺市男女平等推進審議会は、本年7月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画の策定について」堺市長から諮問を受け、本審議会において審議を行いました。

堺市ではこれまで「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」の基本理念や、平成14年に策定した「第3期さかい男女共同参画プラン」(平成19年改定)及び平成24年に策定した「第4期さかい男女共同参画プラン」において、「女性に対する暴力の根絶」を主要な課題の一つとして位置づけ施策の推進を図ってきました。

このたび策定する基本計画については、堺市のこれまでの施策の取組状況や国や大阪府の取組及びUN Womenをはじめとした国際社会の状況をふまえ、これまで以上に被害者への支援体制を充実し、DVを防止するための啓発と被害者の保護・自立支援に関する施策を総合的に推進するための適切な対応が図られる必要があります。

すべての人が安全で安心して暮らすためには、暴力を許さない社会をめざす絶え間ない取組が必要です。

本答申が、基本計画の策定に最大限に反映されるとともに、すべての人が性別等にかかわらず人権が尊重され、堺市が配偶者からの暴力(DV)を許さない社会をめざして、これまで以上に積極的な取組が推進されることを期待します。

目 次

第1章 基本計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	2
2 定義	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画の目標	5
5 施策の基本的方向	5
6 計画の期間	5
7 推進体制	5
8 府と市の役割分担	5
第2章 DVの現状	7
1 DV被害の状況	8
2 相談の状況	16
3 保護命令*等の状況	20
4 自立に向けた支援	22
5 DVをなくすために	25
第3章 施策の基本的方向	29
1 計画の施策体系図	30
2 施策の基本的方向（基本目標）	
基本目標1 DVを許さない意識づくりの推進	31
(1) 市民に対する啓発	32
(2) 若年層への教育・啓発及び教育関係者に対する周知	33
(3) 医療・保健・福祉関係者に対する周知	35
基本目標2 安心して相談できる体制の整備	36
(4) 相談体制の充実	37
(5) 被害者の状況に応じた相談機能の充実	39
基本目標3 被害者の安全確保の徹底	41
(6) 被害者の安全確保の徹底	42
(7) 被害者の情報管理の徹底	44
基本目標4 被害者の自立支援と生活再建の支援	46
(8) 生活基盤を整えるための支援	47
(9) 子どもに関する支援	49
(10) 高齢者・障害者・外国人等への支援	51
(11) 被害者の心のサポート	52
基本目標5 推進体制の充実	53
(12) 人材育成研修	54
(13) 関係機関、団体等との連携支援	55
3 堺市被害者支援フローチャート	56
4 堺市配偶者暴力相談支援センター*等の機能	57

5 数値目標	58
参考資料	61
堺市男女平等推進審議会会長への諮問	62
堺市男女平等推進審議会委員名簿	63
堺市男女平等推進審議会審議経過	64
用語解説	65
条例・規則・法律・方針	74

文中の用語で右上に(*)を付記しているものは、巻末に用語解説を掲載しています。

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

すべての人が安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、あらゆる暴力を防止し、暴力を許さない社会をめざす絶え間ない取組が必要です。特に、配偶者からの暴力（いわゆるドメスティック・バイオレンス〔以下、「DV」という。〕）は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。DVは、外部からその発見が困難な家庭内で行われることが多いため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。このため、周囲も気付かないうちにエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。また、被害者の多くが女性であり、その背景には、固定的な性別役割分担*意識や経済力の格差等社会的・構造的な問題があると言われており、DVは男女が社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍する男女共同参画社会*の実現の妨げの一因となっています。

DVを含む女性に対する暴力に関する取組は、世界では、国際連合（以下、「国連」という。）を中心として女性の人権擁護や男女平等の取組の中で取り上げられてきました。国連は、1975年（昭和50年）を国際婦人年と定め、この年にメキシコで第1回世界女性会議を開催し、「世界行動計画」を採択しました。そして、翌年からの10年を「国連婦人の10年」と定めて、女性の人権の擁護と男女の平等のための行動を本格的に開始しました。1979年（昭和54年）には国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約*（女性差別撤廃条約*）」を採択しています。

1985年（昭和60年）にはこの「国連婦人の10年」の締めくくりとして、ナイロビで第3回世界女性会議が開かれました。この会議で採択された「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」では、女性に対する暴力があらゆる社会の日常生活の中に様々な形で存在しており、平等、発展、平和の目標を実現する上での主要な障害となっていると認識されています。また、1993年（平成5年）にウィーンで開催された「ウィーン世界人権会議」では、性別に基づく暴力並びにあらゆる形態のセクシュアル・ハラスメント*及び性的搾取の撤廃を謳った「ウィーン人権宣言及び行動計画」が採択され、同年12月に開催された第48回国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言*」が採択されています。

1995年（平成7年）到北京で開催された第4回世界女性会議においては、「北京宣言及び行動綱領」が採択され、その中で「女性及び少女に対するあらゆる形態の暴力を阻止し、撤廃する。」と明記されています。2000年（平成12年）のニューヨークでの国連特別総会「女性2000年会議」では、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。2005年（平成17年）の「第49回国連婦人の地位委員会（北京+10）」及び2010年（平成22年）の「第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）」では、女性の自立と地位向上に向けた取組を引き続き推進していくことが確認されました。

2011年（平成23年）には「ジェンダー平等*と女性のエンパワーメント*のための国

連機関（略称：UN Women*）」が正式に発足し、2012年（平成24年）1月に開催されたUN Women*執行理事会において、5つの優先課題領域の1つとして「女性と女兒に対する暴力の根絶」が掲げられています。UN Women*（旧 UNIFEM）日本事務所は、世界中の女性の地位向上のために、2009年（平成21年）10月にアジアで初めて、「全国初の男女共同参画宣言都市」である堺市に開設されました。

我が国においては、2001年（平成13年）4月に配偶者からの暴力防止及び被害者の保護を図ることを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、「配偶者暴力防止法*」という。）を制定し、2004年（平成16年）6月の改正では、「配偶者からの暴力」の定義を「身体に対する暴力」のほか「精神的暴力・性的暴力」も含めたものにするなどDV防止及び被害者の保護について、一層の推進を図ることになりました。

さらに2007年（平成19年）7月の改正では、保護命令*制度の拡充、市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護と自立支援のための施策の実施に関する基本的な計画の策定や配偶者暴力相談支援センター*設置の努力義務など、地域に根差した支援のため、市町村の果たす役割が重視されることになりました。

本市では、これまでも「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例（以下、「条例」という。）」第3条の「基本理念」で「個人の人権の尊重」、第8条の「性別による権利侵害の禁止」の中で、「個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンス（配偶者等親しい関係の者からの身体的、性的、心理的又は経済的暴力をいう。）及びこれと関連する児童虐待を行ってはならない」と規定し、2002年（平成14年）3月に策定した「第3期さかい男女共同参画プラン」（2007年〔平成19年〕改定）及び2012年（平成24年）3月に策定した「第4期さかい男女共同参画プラン」において、主要な課題の一つとして、女性に対する暴力をなくすための取組を進めてまいりました。

本市では、これまで取り組んできた状況や様々な課題をふまえ、被害者への支援体制を充実し、DV防止と被害者の保護・自立支援に関する施策を総合的に推進するため「(仮称)堺市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(DV防止基本計画)」を策定することとしました。

2 定義

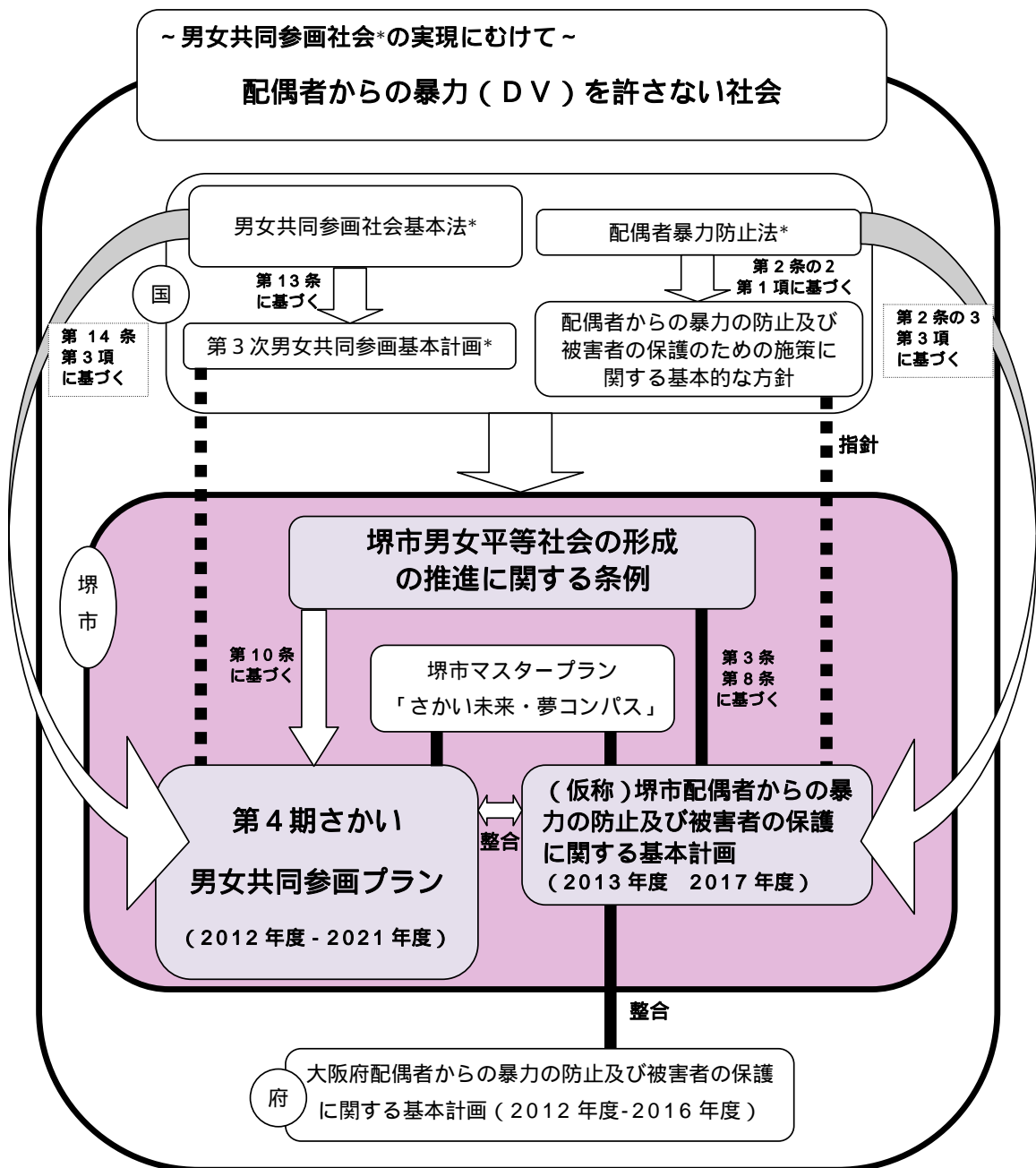
「配偶者暴力防止法*」に規定する「配偶者」には、事実婚・元配偶者（離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合）は含まれますが、交際相手は含まれません。

ただし、本計画では、「配偶者暴力防止法*」に規定する「『配偶者』からの暴力」に加え、暴力の未然防止のための取組や啓発などについては、「『交際相手』からの暴力」（いわゆるデートDV*〔以下「デートDV*」という〕）も対象としています。

3 計画の位置づけ

この計画は、「配偶者暴力防止法*」第2条の3第3項の規定に基づき堺市が策定する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」であり、条例第10条の規定に基づく「第4期さかい男女共同参画プラン」の施策の基本的方向の「女性に対する暴力の根絶」に位置づけられた取組と整合性を有するものです。

また、堺のまちづくりの指針である「堺市マスタープラン『さかい未来・夢コンパス』」を上位計画としています。



第3章の「内容及び主な事業等」の中で「第4期さかい男女共同参画プラン」と整合を有するものについては、「**「第4期さかい男女共同参画プラン」対応事業**」と表記しています。

4 計画の目標

DVを防止するとともに、被害者が、適切な保護や支援を受け、自立し安心した暮らしができる社会をめざします。

また、この計画に基づく諸施策を推進することを通じて、市民一人ひとりが、DVは身近にある重大な人権侵害であることをよく理解し、暴力による支配関係ではなく人権意識に根差す相互尊重及び相互信頼による関係を構築できる「配偶者からの暴力（DV）を許さない社会」をめざします。

5 施策の基本的方向（基本目標）

- 基本目標 1 DVを許さない意識づくりの推進
- 基本目標 2 安心して相談できる体制の整備
- 基本目標 3 被害者の安全確保の徹底
- 基本目標 4 被害者の自立支援と生活再建の支援
- 基本目標 5 推進体制の充実

6 計画の期間

この計画の期間は、2013年度（平成25年度）から2017年度（平成29年度）までの5年間とします。

ただし、「配偶者暴力防止法*」の改正や国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）の改定などにより、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は必要に応じ見直しを行います。

7 推進体制

計画の達成度や進捗状況を定期的に把握・評価し、施策の推進における課題等を見出し、効果的・総合的に計画を推進するため、成果目標及びモニタリング指標*を設定するとともに、条例に基づき堺市男女共同参画推進庁内委員会等において施策の進捗状況等を毎年取りまとめ、堺市男女平等推進審議会で報告し、公表します。

また、「堺市DV対策連絡会議*」等により庁外関係機関との連携も進めます。

*「モニタリング指標」…目標値の設定が困難であるが、定期的に指標を追って推移を見守る必要があるものについて定める指標のこと。

8 府と市の役割分担

国は 2008 年（平成 20 年）の国の「基本方針」の中で、都道府県に対して、被害者に対する各種の援助を行ううえでの中心的な役割を果たすことを期待しており、特に都道府県の婦人相談所*は被害者支援の中核であり、一時保護*の実施という、被害者にとって極めて重要な役割を果たすとしています。また、広域的な観点から、市町村の実施する施策が円滑に進むよう、助言や情報提供などの支援を行うことや、広域的に対応することによって効率的な推進が可能な施策については、都道府県が中心となって行うのが望ましいとしています。

一方、市町村に対しては、被害者に最も身近な行政主体として、相談窓口の設置、支援に関する情報提供、緊急時における安全の確保、自立に向けた継続的な支援の実施など、基本的な役割について積極的に取り組むことを期待しています。

これを受けて、大阪府では、専門的知識の提供や技術的助言、必要な情報提供を行うとともに、婦人相談所*である大阪府女性相談センター*では一時保護*を適切に実施し、相談から自立支援まで一貫して対応しています。

また、関係機関、民間団体とのネットワークの形成を図り、府内全体の施策推進体制の強化に努めています。

本市では、被害者の立場に立ち、よりきめ細やかで迅速な支援を行うため、「堺市配偶者暴力相談支援センター*」を開設し、女性相談員及び関係機関と連携し、被害者支援を推進しています。

第2章

D V の現状

1 DV被害の状況

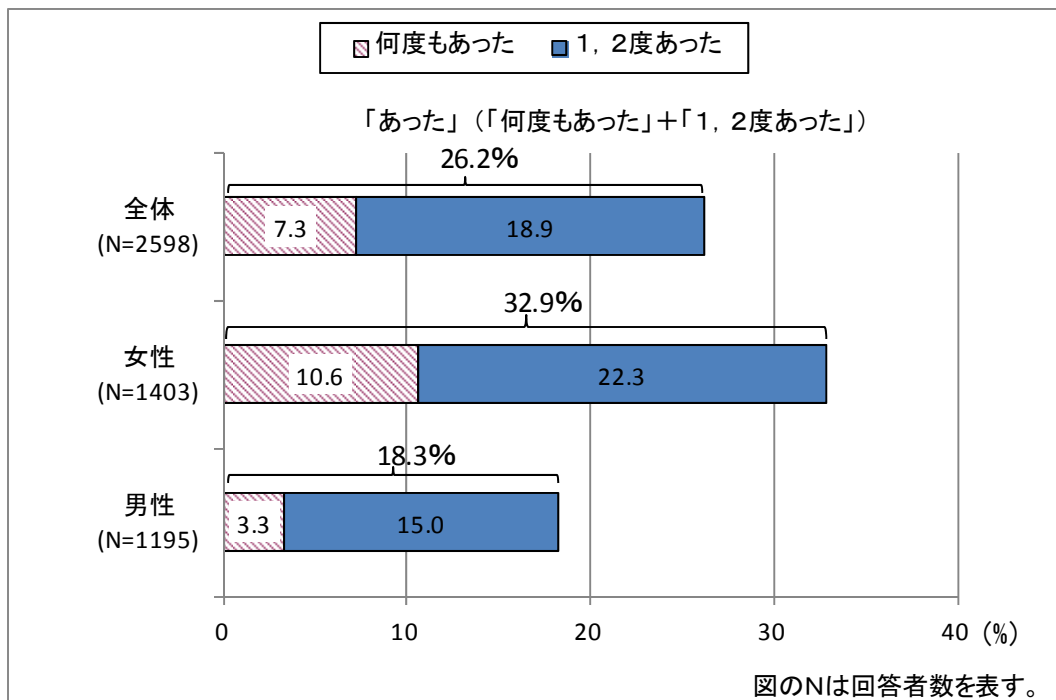
堺市では、2010年度（平成22年度）に、「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（以下、「市民意識・実態調査」という。）」を実施するとともに、2011年度（平成23年度）に市政モニターアンケート「配偶者等からの暴力に関する意識調査（以下、「市政モニターアンケート」という。）」及び「DV被害者意識・実態面接調査（以下、「被害者面接調査」という。）」を実施しました。これらの調査結果から見える現状の一部を紹介します。

(1)DV被害経験

①全国の状況

2011年度（平成23年度）に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査（以下、「内閣府DV調査」という。）」によると配偶者からの被害について「何度もあった」「1、2度あった」と答えた人の割合は女性が32.9%、男性が18.3%となっています。[図1]

図1 配偶者から受けたDV被害経験(全国)

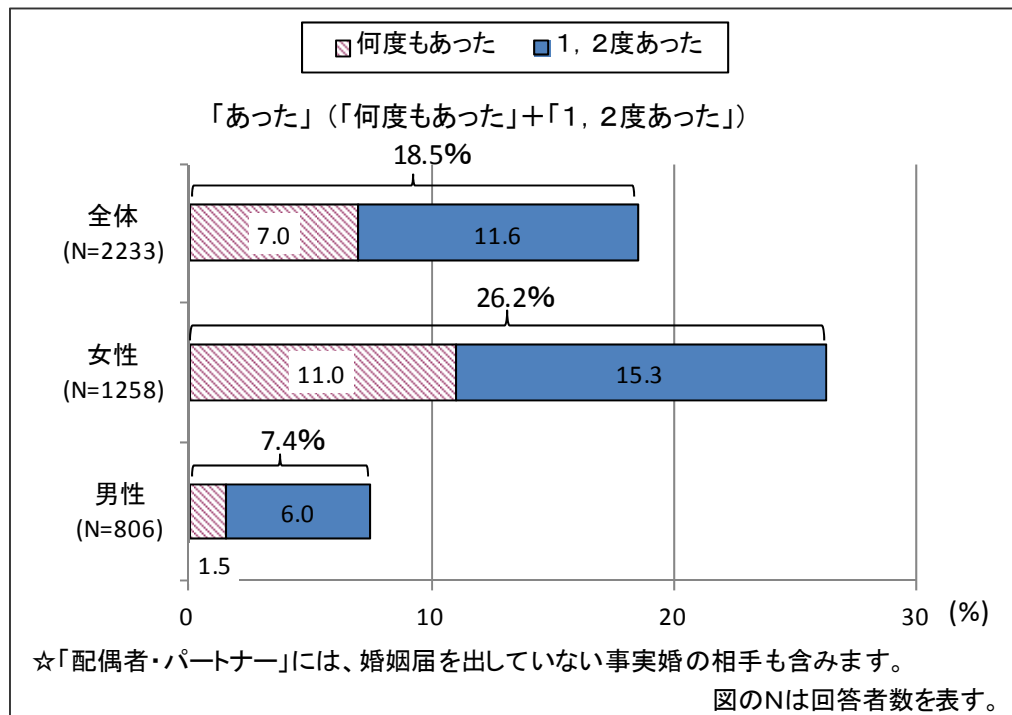


資料/内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成23年度)より作成

②堺市の状況

「市民意識・実態調査」によると、配偶者・パートナーから、暴力を受けた経験について、「何度もあった」「1、2度あった」と答えた人の割合は、女性が26.2%、男性が7.4%となっています。[図2]

図2 配偶者・パートナーから受けたDV被害経験(堺市)



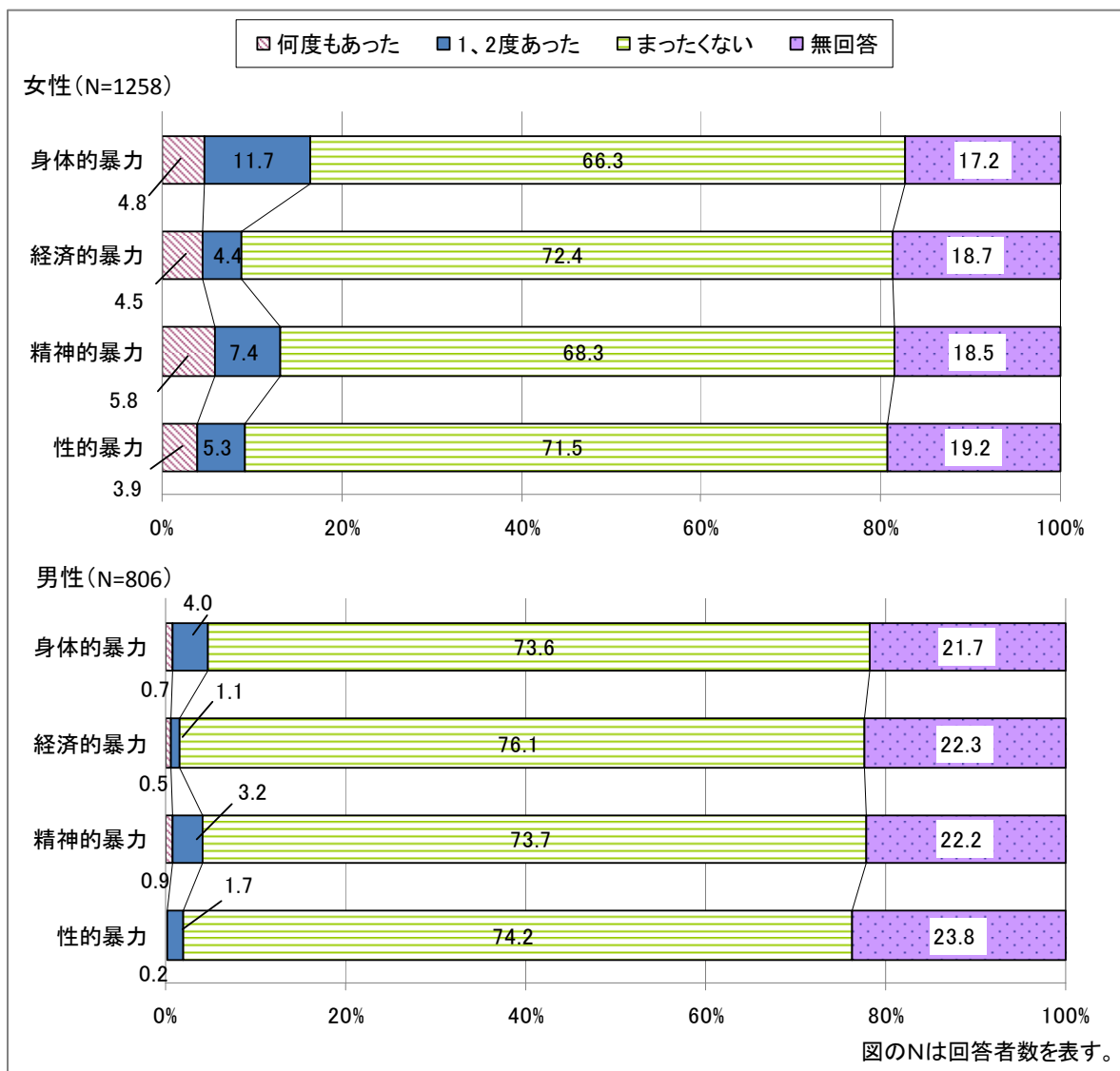
資料/「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」(平成22年度)

DVの種類 DVは身体的暴力だけではありません！

身体的暴力：平手で叩く、足で蹴る、突き飛ばす、物を投げておどす、骨折させる など
 経済的暴力：生活に必要なお金を渡さない、食事をさせない など
 精神的暴力：長時間無視し続ける、交友関係や電話を細かく監視する、大声でどなる など
 性的暴力：嫌がっているのに性的な行為を強要する、見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる など

また、暴力の種類別の経験では、男女ともに、身体的な暴力が最も多く、ついで、精神的暴力となっています。また、身体的暴力、経済的暴力、精神的暴力、性的暴力のいずれの行為も、女性の被害経験が男性を上回っています。[図 3]

図3 配偶者・パートナーから受けた種類別のDV被害経験(堺市)



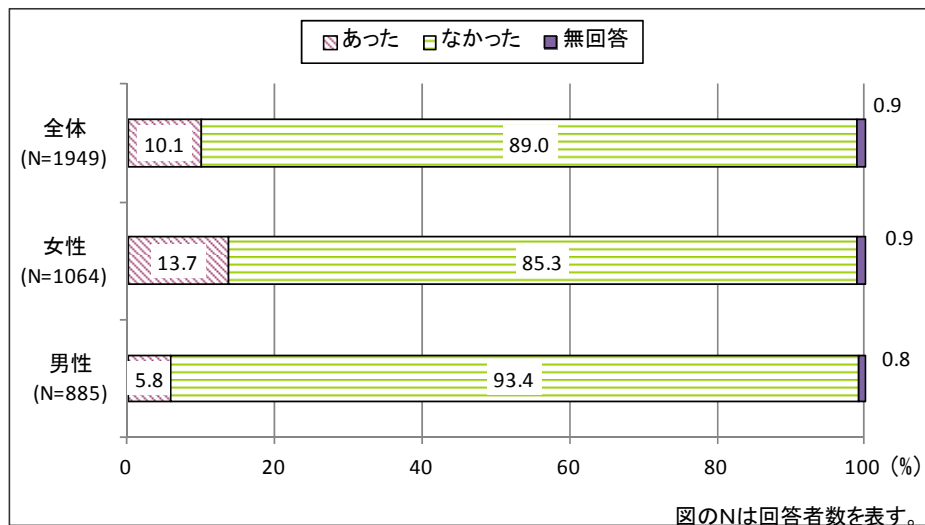
資料/「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」(平成 22 年度)

(2)デートDV*被害経験

①全国の状況

最近では、若い世代でのデートDV*が問題となっています。2011年度（平成23年度）の「内閣府DV調査」によると、10歳代から20歳代の頃に「交際相手がいた（いる）」人（1,949人）で、デートDV*の被害経験が「あった」人は女性で13.7%、男性で5.8%となっています。[図4]

図4 10代、20代でのデートDV*被害経験(全国)

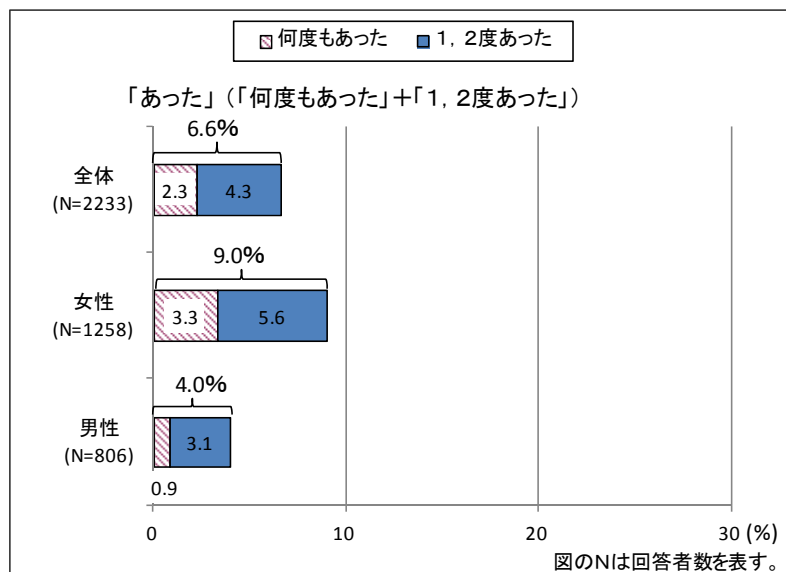


資料/内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成23年度)

②堺市の状況

「市民意識・実態調査」によると、デートDV*について「何度もあった」「1,2度あった」と答えた人の割合は女性で9.0%、男性で4.0%となっています。[図5]

図5 デートDV*被害経験(堺市)



資料/「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」(平成22年度)

(3) 暴力の始まった時期(堺市)

「被害者面接調査」によると、相手からの暴力が始まった時期について、交際中に始まった人が最も多く、7人となっています。[表 1]

表 1 暴力の始まった時期(堺市)

暴力が始まった時期	交際中 (デートDV)	同居(結婚を含む) してすぐ	第一子妊娠中 もしくは 生まれてすぐ	第一子出産 以降の同居期間	計
人数	7	6	3	4	20人

N=20

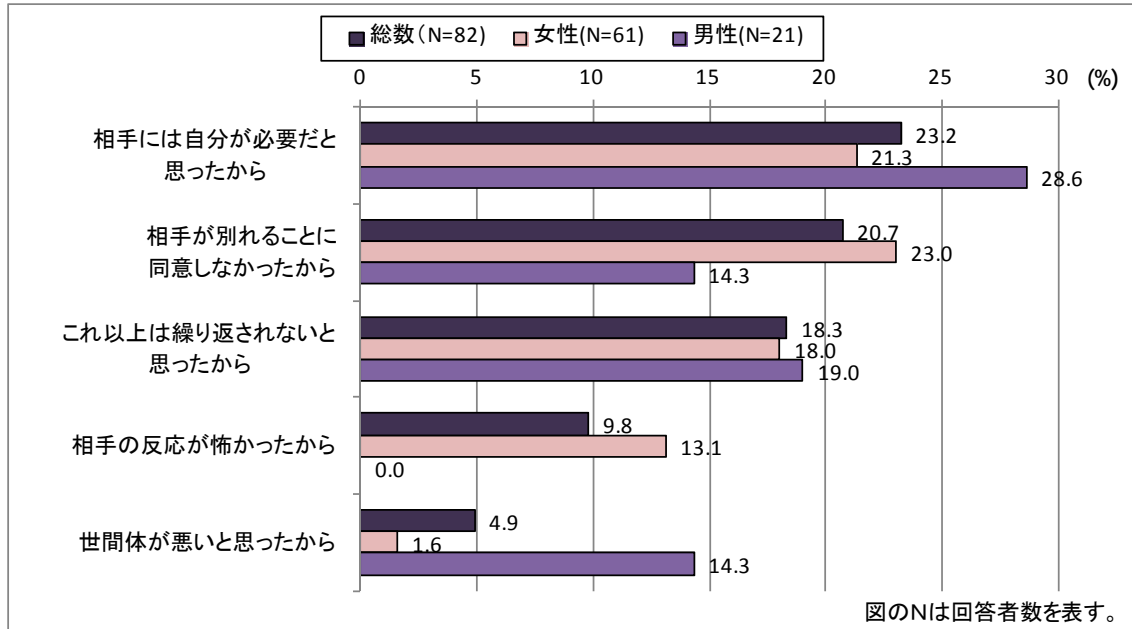
※表のNは回答者数を表す。

資料/堺市「DV被害者意識・実態面接調査」(平成 23 年度)

(4) デートDV*被害を受けた際に別れなかった理由(全国)

2011 年度(平成 23 年度)の「内閣府 DV 調査」によると、10 歳代から 20 歳代の頃にデート DV*被害を受けたとき、「別れたい(別れよう)と思ったが、別れなかった」という人(82 人)に、その理由を聞いたところ、「相手には自分が必要だと思ったから」が 23.2%。「相手が別れることに同意しなかったから」が、20.7%、「これ以上は繰り返されないと考えたから」が 18.3%などとなっています。[図 6]

図6 交際相手と別れなかった理由(全国)



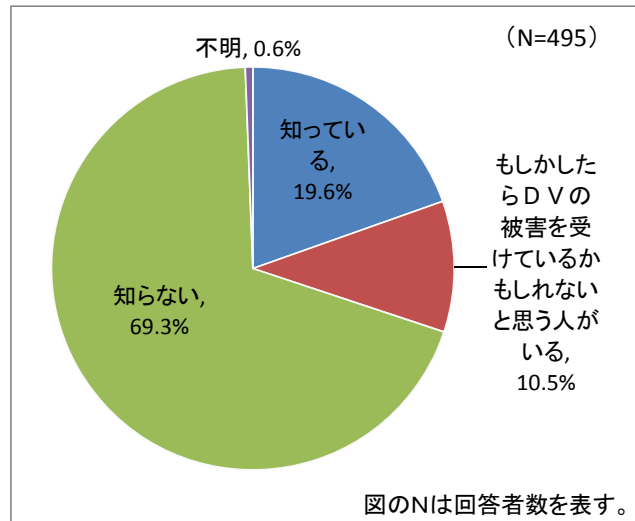
図のNは回答者数を表す。

資料/内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成 23 年度)

(5) 周りにDV被害を受けている(受けた経験のある)人の有無(堺市)

「市政モニターアンケート」によると、周りで DV 被害を受けている(受けた経験のある)人を「知っている」人が 19.6%であり、「もしかしたら DV の被害を受けているかもしれないと思う人がいる」の 10.5%と合わせると 30.1%となります。[図 7]

図7 周りにDV被害を受けている(受けた経験のある)人の有無(堺市)



資料/市政モニターアンケート「配偶者等からの暴力に関する意識調査」(平成 23 年度)

(6) DVがもたらす生活や心への影響(堺市)

「被害者面接調査」によると、被害者 20 人全員が加害者の暴力によって身体的不調や精神的不調を経験していました。不調の内容はさまざまです。[表 2]

表2 暴力による身体的・精神的不調の内容(延べ人数)(堺市)

身体的不調		精神的不調		
外傷	内科的症状			
・あざ、打撲	・耳鳴り ・頭痛 ・突発性難聴 ・血便 など	7人	・無気力 ・音へ恐怖を伴った反応 ・動悸 ・情緒不安定 など	
・骨折				10人
・傷(すり傷、切り傷など)				
・腫れ(顔・手・目)				
・その他(※)				

※腰・肩・腕が動かない、首の痛み、目頭にメガネのつるが刺さる、耳から出血、下の前歯が4本飛んで折れた

※表のNは回答者数を表す。

資料/堺市「DV被害者意識・実態面接調査」(平成 23 年度)

また、暴力のある生活から逃がれ、自立生活を送る際、加害者から追跡を受けた人は、20人中15人でした。そのうち「電話やメール、手紙がきた」13人が最も多く、ついで、「家や避難先、職場に來たり待ち伏せしたりされた」8人、「実家や知人宅に現れた」7人となっています。[表3]

表3 加害者による追跡の内容(延べ人数)(堺市)

表3 加害者による追跡の内容(延べ人数)(堺市)

N=15

追跡の内容	電話やメール、手紙がきた	家や避難先、職場に來たり待ち伏せされた	実家や知人宅に現れた	警察に捜索願を出された	家や職場の外にいる時、つけられた	興信所や探偵等をつかって探された	その他	計
人数	13	8	7	5	3	2	5	42人

※表のNは回答者数を表す。

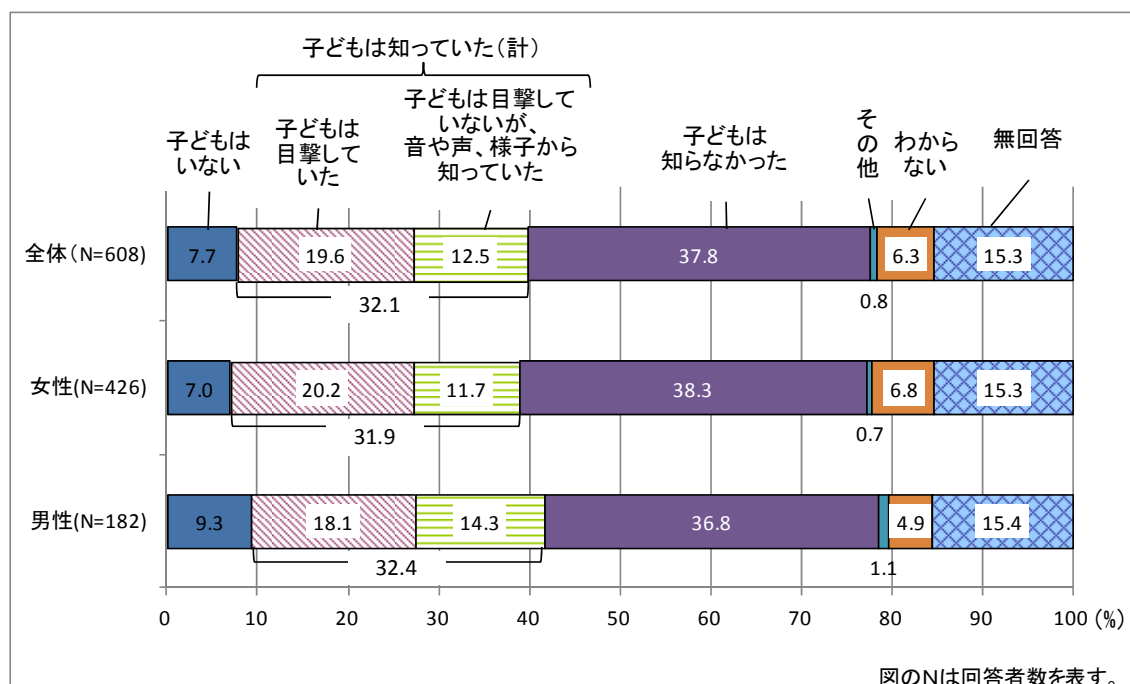
資料/堺市「DV被害者意識・実態面接調査」(平成23年度)

(7) DVによる子どもへの影響

①全国の状況

2006年度(平成18年度)の「内閣府DV調査」によると、配偶者から何らかの被害を受けたことのある人(608人)に、18歳未満の時期に子どもは『知っていた』(「子どもは目撃していた」+「子どもは目撃していないが、音や声、様子から知っていた」)と答えた人の割合は、女性、男性ともに3割を超えています[図8]。

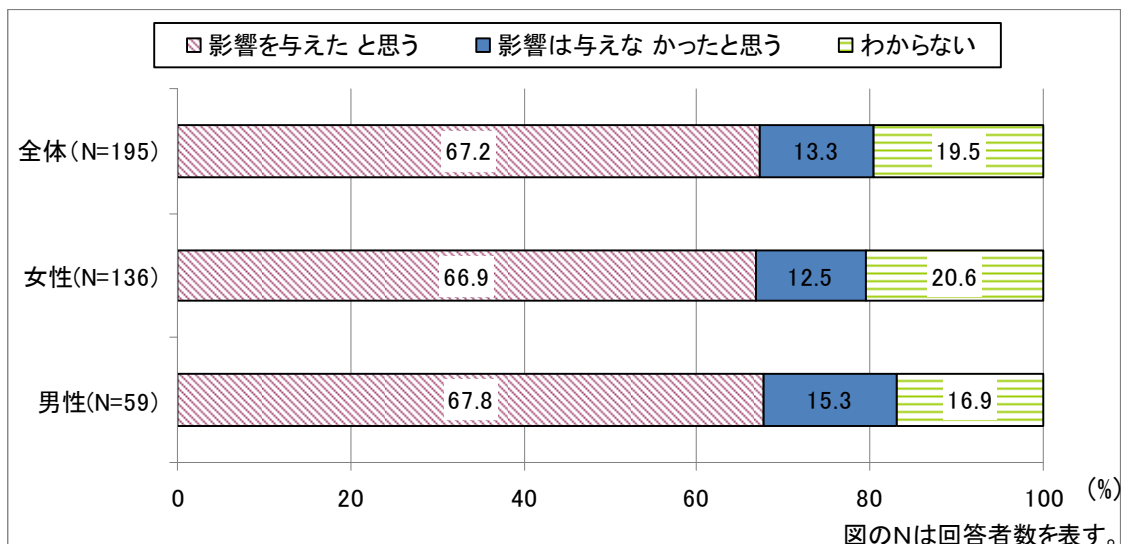
図8 子どもによる目撃(全国)



資料/内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成18年度)

また、『知っていた』と答えた人（195人）にその影響を聞いたところ、子どもの心身に「影響を与えたと思う」と答えた人が7割近くになっています[図9]。

図9 子どもへの影響(全国)



資料/内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成18年度)

②堺市の状況

「被害者面接調査」によれば、暴力を受けていた時期に18歳未満だった子ども(38人)のうち20人には様々な影響が現れていました。特に精神的な不調を現している子どもが多くなっています。[表4]

表4 子どもへの心身に現れた影響(延べ人数)(堺市)

子どもの心身に現れた影響	身体的不調	精神的不調	社会的不適応	その他	計
人数	7	13	6	4	30人

N=20

※表のNは回答者数を表す。

資料/堺市「DV被害者意識・実態面接調査」(平成23年度)

被害者の声

堺市「DV被害者意識・実態面接調査」(平成23年度)より

- ・「子どもが問題を起こしたとき、あれほど考えて重大な決心をして家を出たのに、自分の選択が間違っていたのかなと悩んだり、新聞に載っていたDVの連鎖に恐れを持ちました。私がぐずぐずしていたから、早く離婚しなかったから、子どもにも繋がっているんじゃないかと思ったり。」
- ・「子どもの予防接種のこととか、前のところに相談するのか、今住んでるところに相談したらいいか困ったので...。」

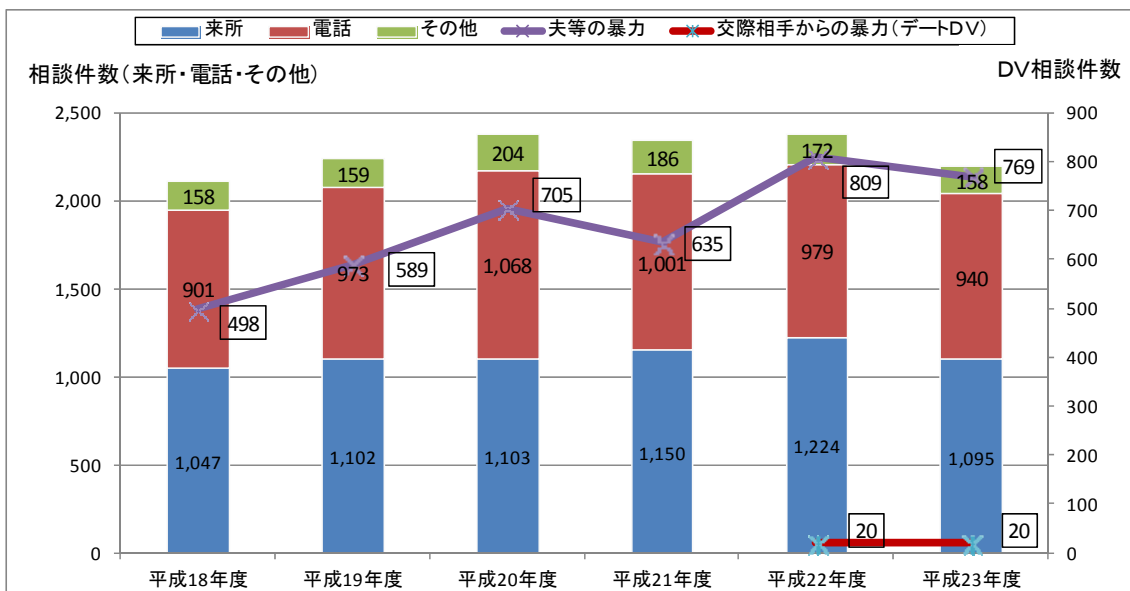
2 相談の状況

(1) 女性相談件数の推移(堺市)

堺市では1996年(平成8年)から「女性相談員」を各支所及び福祉事務所(現・各区保健福祉総合センター)に配置し、DVや離婚問題など女性相談に対応しています。近年、夫等の暴力に関する相談が増加傾向にあり、2010年度(平成22年度)以降、全相談件数の3割を超えています。

また、デートDV*件数は、統計様式が変更された2010年度(平成22年度)より計上されており、2010年度(平成22年度)、2011年度(23年度)ともに20件となっています。[図10][表5]

図10 女性相談件数の推移(堺市)



資料/堺市子ども家庭課調べ

表5 女性相談件数及びDV相談・デートDV*相談件数(堺市)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
来所	1,047件 (49.7%)	1,102件 (49.3%)	1,103件 (46.4%)	1,150件 (49.2%)	1,224件 (51.5%)	1,095件 (49.9%)
電話	901件 (42.8%)	973件 (43.6%)	1,068件 (45.0%)	1,001件 (42.8%)	979件 (41.2%)	940件 (42.9%)
その他	158件 (7.5%)	159件 (7.1%)	204件 (8.6%)	186件 (8.0%)	172件 (7.2%)	158件 (7.2%)
合計	2,106件 (100.0%)	2,234件 (100.0%)	2,375件 (100.0%)	2,337件 (100.0%)	2,375件 (100.0%)	2,193件 (100.0%)
(内) 夫等の暴力	498件 (23.6%)	589件 (26.4%)	705件 (29.7%)	635件 (27.2%)	809件 (34.1%)	769件 (35.1%)
(内) 交際相手からの暴力(デートDV)					20件 (0.8%)	20件 (0.9%)

※ 平成22年度より統計様式変更

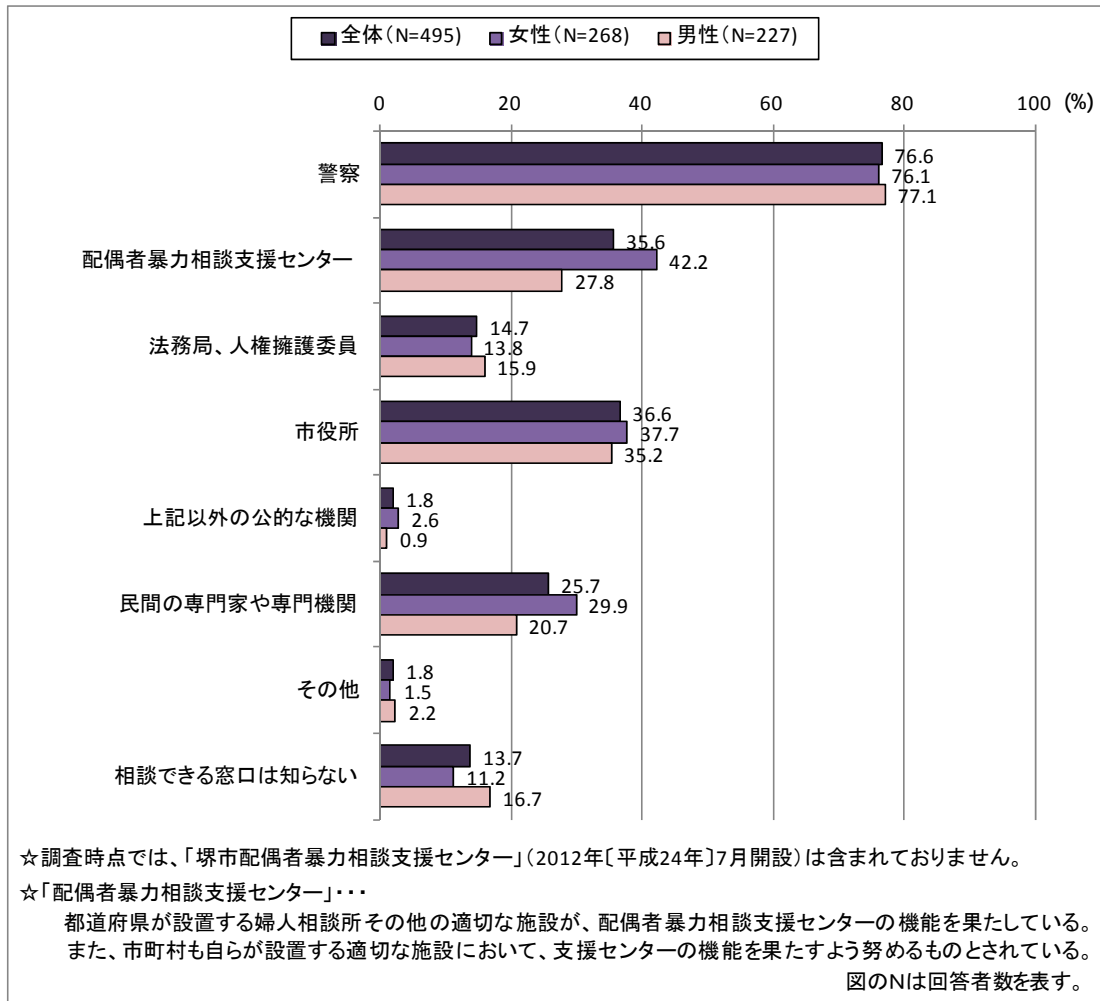
資料/堺市子ども家庭課調べ

(2)DV相談窓口の認知度(堺市)

「市政モニターアンケート」によると、DVについて相談できる窓口について、「知っている」と答えた人で最も多いのは、「警察」が76.6%で、ついで「市役所(区役所)」36.6%、「配偶者暴力相談支援センター* (大阪府女性相談センター*やその他の施設)」35.6%となっています。

また、「窓口は知らない」と答えた人が13.7%いました。[図11]

図11 DV相談窓口の情報(堺市)



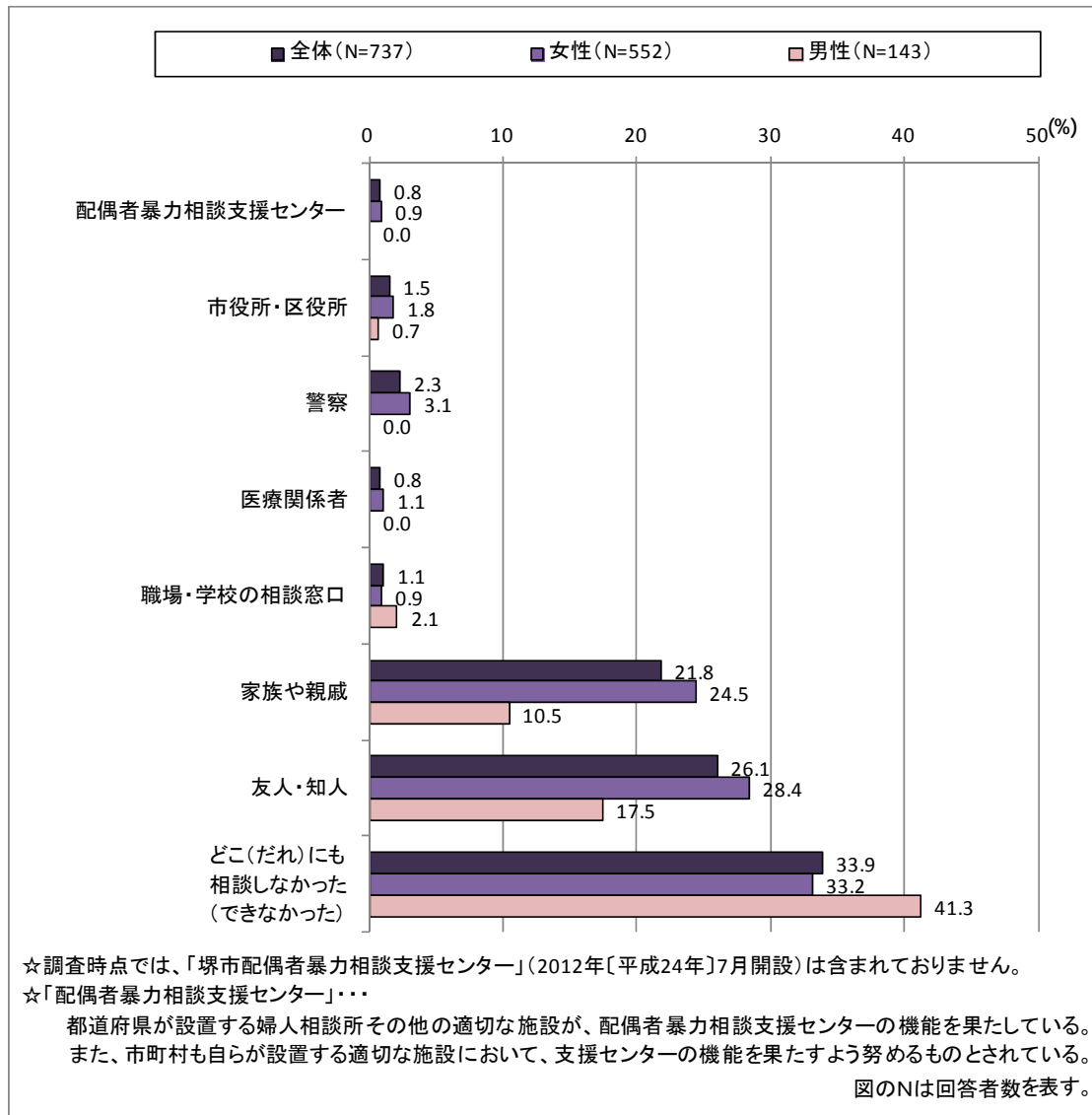
資料/市政モニターアンケート「配偶者等からの暴力に関する意識調査」(平成23年度)

(3)相談の有無と相談先(堺市)

「市民意識・実態調査」によると、相談相手として「友人・知人」が26.1%、「家族や親戚」が21.8%となっていました。一方「市役所・区役所」は1.5%にとどまっています。

また、「どこ(だれ)にも相談しなかった(できなかった)」と答えた人が女性で33.2%、男性で41.3%となっていました。[図12]

図12 DV、セクハラ*被害についての相談相手(堺市)
(DV、セクハラ*被害を受けたことがある人のみ)

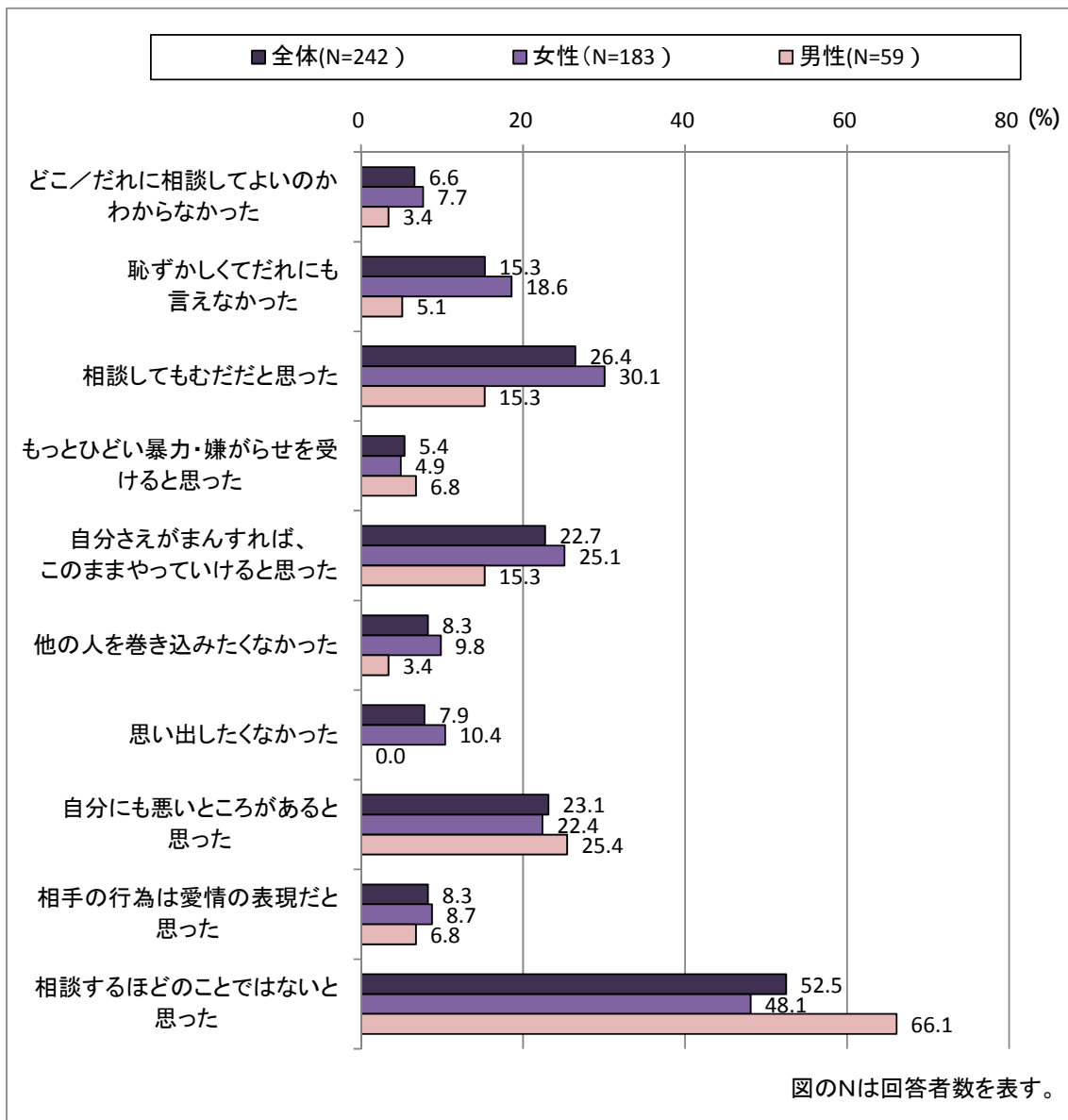


資料/「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」(平成22年度)

相談しなかった理由

「市民意識・実態調査」によると、相談しなかった理由として「相談するほどのことではないと思った」と答えた人が最も多く、女性で48.1%、男性で66.1%であり、男性の方が多くなっています。「相談をしてもむだだと思った」人は女性で30.1%、男性で15.3%となっています。[図13]

図13 DV、セクハラ*被害について相談しなかった理由(堺市)
(DV、セクハラ*被害を受けたことがある人のみ)



資料/「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」(平成22年度)

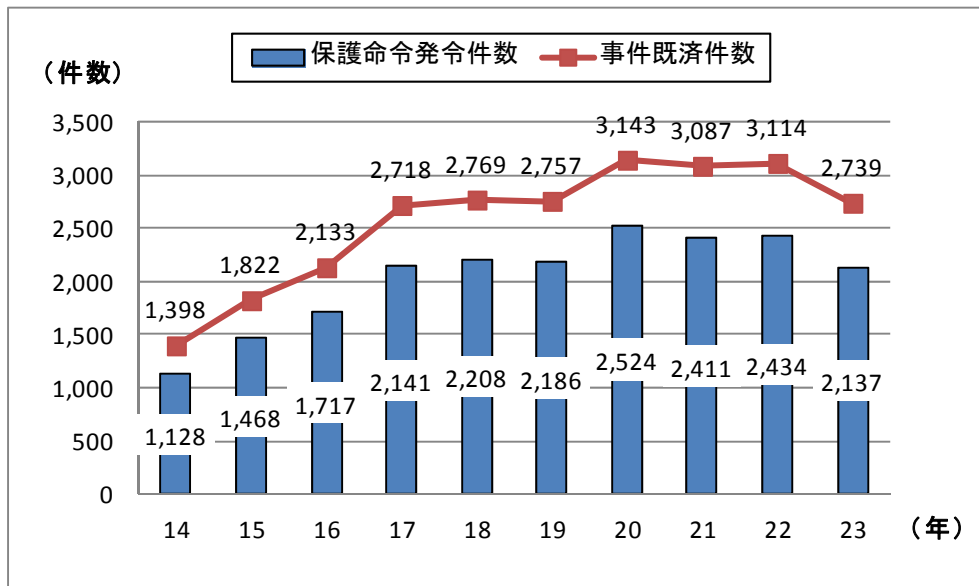
3 保護命令*等の状況

(1) 保護命令*の状況(全国)

最高裁判所資料によると、全国における保護命令*件数は、2007年(平成19年)から2008年(平成20年)にかけて増えており、その後も少なくない数値で推移しています。

[図14]

図14 保護命令*事件の処理状況(全国)

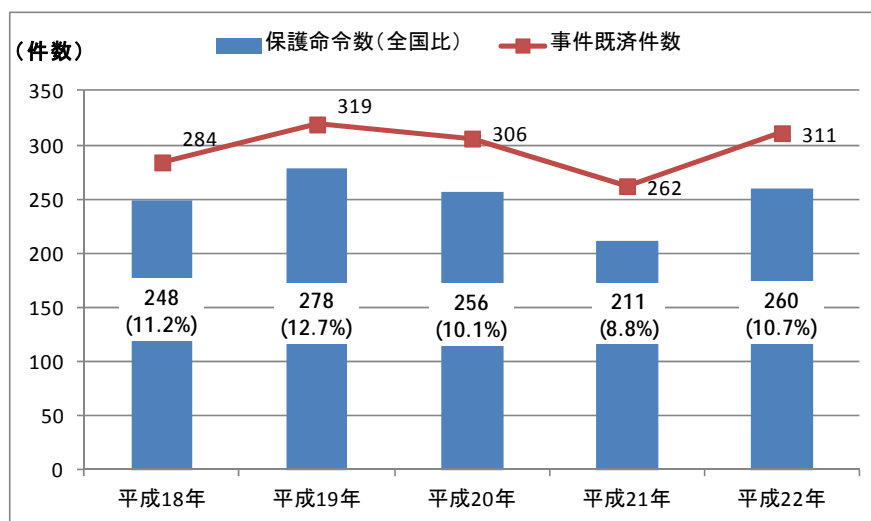


資料/最高裁判所資料より作成

(2) 大阪地方裁判所管内における保護命令*の状況(大阪府)

大阪地方裁判所管内で発令された保護命令*件数は、2009年度(平成21年度)を除いて、全国の約1割を占めています。[図15]

図15 大阪地方裁判所管内における保護命令*の状況(大阪府)

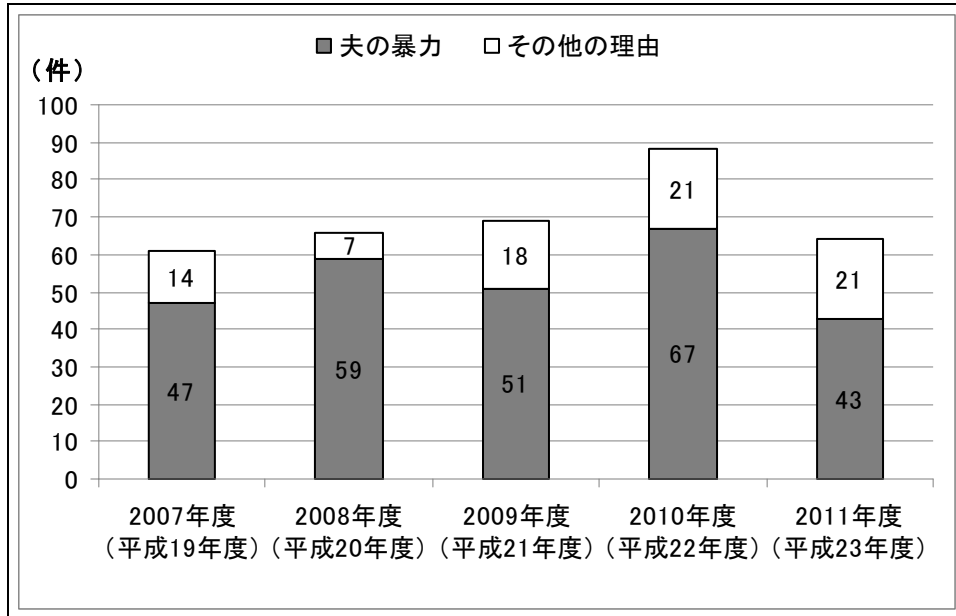


資料/最高裁判所事務総局民事局

(3)一時保護*件数の推移(堺市)

婦人相談所*である大阪府女性相談センター*で実施された堺市の一時保護*のうち（堺市女性相談員が関わったもの）、夫の暴力による一時保護*件数をみると、全体の6割を超えています。[図16]

図16 一時保護*件数（堺市）



資料/堺市子ども家庭課調べ

「被害者面接調査」によれば、一時保護*制度を利用した9人のうち5人が子どもを同伴していました（子どもの総数は10人）。

(4)保護命令*申し立てをしなかった理由(複数回答)(堺市)

「被害者面接調査」では、20人中9人が保護命令*の申し立てを行っていましたが、11人は行っていませんでした。その理由として「加害者の反応が怖かった」が最も多くなっています。[表6]

表6 保護命令*申し立てをしなかった理由（延べ人数）（堺市）

保護命令申し立てをしなかった理由	加害者の反応が怖かった	6か月の有効期間では効果がないと思った	制度を知らなかった	保護命令の条件にあわなかった	警察支援機関で勧められなかった	費用がかかる	その他	計
人数	4	2	2	1	2	1	3	15人

N=11

※表のNは回答者数を表す。

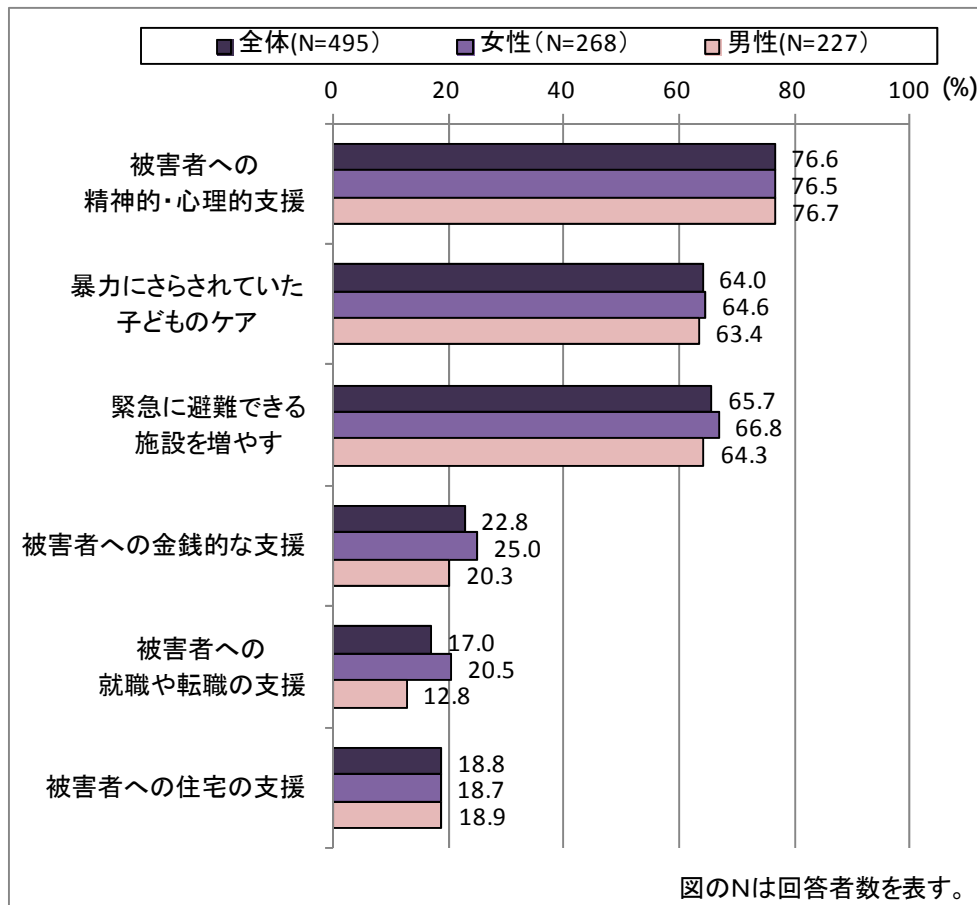
資料/堺市「DV被害者意識・実態面接調査」(平成23年度)

4 自立に向けた支援

(1)DV被害者が安心して生活するために

「市政モニターアンケート」によると、DV被害者が安心して生活するために必要な支援として「被害者への精神的・心理的支援」や「緊急に避難できる施設を増やす」、「暴力にさらされていた子どものケア」が多くなっています。[図 17]

図 17 DV被害者に必要な支援(堺市)



資料/市政モニターアンケート「配偶者等からの暴力に関する意識調査」(平成 23 年度)

(2) 被害者が受けたことのある支援

2008 年度（平成 20 年度）に総務省が行った「配偶者からの暴力の防止等に関するアンケート調査」によると、国や都道府県などが行っている被害者への支援を受けたことがある人は、「生活保護、児童扶養手当などの経済的な支援」が最も多くなっています。

[表 7]

表 7 受けたことがある国や都道府県が行っている被害者への支援（複数回答）（全国）

(単位: %)

	N=559	報 様 被 害 者 の 提 な が 支 援 に け ら れ る 情 報	の 関 係 機 関 へ の 同 行 な ど	ど 職 業 就 紹 介 に 関 す る 訓 練 支 援	保 元 公 営 住 宅 へ の 支 援	当 生 活 に 関 す る 経 済 的 な 支 援	管 地 子 ど も の 情 報 支 援	作 保 護 命 令 申 立 書 な ど の 支 援	関 医 療 保 険 や 国 民 年 金 に 関 す る 相 談	ど 住 民 基 本 に 関 す る 支 援	理 な 医 学 的 な 支 援	そ の 他
年齢	10歳代(N=1)	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	20歳代(N=97)	48.5	40.2	39.2	16.5	86.6	30.9	36.1	27.8	24.7	39.2	1.0
	30歳代(N=273)	52.0	47.6	46.2	18.3	77.7	48.0	31.1	35.9	30.4	42.5	2.6
	40歳代(N=161)	50.9	54.0	47.8	13.7	77.6	49.7	33.5	29.8	26.1	39.8	2.5
	50歳代(N=20)	45.0	25.0	60.0	10.0	75.0	35.0	35.0	20.0	20.0	55.0	0.0
	60歳代以上(N=3)	33.3	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	66.7	33.3	33.3	33.3	0.0
国籍	日本(N=508)	50.4	44.7	44.3	17.1	78.5	45.1	34.6	30.9	28.5	42.5	1.8
	フィリピン(N=21)	57.1	90.5	57.1	9.5	81.0	42.9	9.5	42.9	19.0	28.6	9.5
	中国(N=13)	53.8	61.5	61.5	15.4	84.6	23.1	23.1	38.5	7.7	23.1	0.0
	韓国(N=5)	40.0	20.0	60.0	0.0	80.0	40.0	20.0	40.0	40.0	40.0	0.0
	その他(N=6)	50.0	83.3	83.3	16.7	100.0	66.7	16.7	66.7	33.3	33.3	16.7

各属性で上位2~3のもの

※表のNは回答者数を表す。

(注) 総数(N=559)には、無回答(年齢(N=4)、国籍(N=6))を含む。

資料/総務省「配偶者からの暴力の防止等に関するアンケート調査」(平成 20 年度)

被害者の声 堺市「DV被害者意識・実態面接調査」(平成 23 年度)より

- ・「セミナーとか講演会を開催して、理解する人が増えたら被害者が少しは減るかもしれませんが。我慢している人はまだいっぱいいると思うので...」
- ・「最近こそ制度ができて、法律ができてよかったと思うんです。保護命令*で家族まで守ってもらえるのはよかったと思う。でも6カ月は短くて怖い、もっと期間があったらせめて1年あったらと...」
- ・「住宅がほしかったです。そしたら仕事も次に探せるし、貯金を取り崩していたので...」
- ・「働こうと思っても何の経験もなく、技術もなく、資格もなくて。学校を出て、専業主婦していた者にとっては、パソコンの技術とかにしても劣るので...」

また、「被害者面接調査」では、被害者の相談先や支援を受けた機関等は、被害者がおかれた時期によって違いがあり、多岐にわたっていました。[表 8]

表 8 公的機関等への相談、支援・制度の利用（堺市）

支援を受けたところ	受けた支援内容（一部）
◆暴力を受けていた時期◆	
警察	緊急時の通報、暴力への介入、情報提供（一時保護施設）等
医療	診断書発行、情報提供（女性相談、警察）、助言（証拠）、女性相談員とのつなぎ等
女性相談員（区役所）	DV説明、情報提供（支援内容、弁護士）、出向き相談、助言（メモ、家を出る）等
DV相談窓口 （配偶者暴力相談支援センター等）	保護命令の申立て支援、離婚調停の手続きに関する支援等
DV以外の相談部門	助言（女性相談）、子ども・女性相談が一緒に対応、保健師による確認等
民間のDV相談団体	DVに関する情報提供等
弁護士	暴力状態から逃れるための情報提供等
親族、子ども	情報提供（相談先）、助言や直言（離婚、家を出る、暴力のひどさ）等
友人・知人	相談相手、理解者、情報提供、直言（相手の行動のおかしさ）、相談時の同行等
その他（図書館・インターネット）	蔵書やHPによる情報提供
◆暴力のある生活から逃れる時期◆	
警察	保護命令による安全確保、加害者指導・逮捕、助言（家を出る、受診）、情報提供等
医療	診断書の発行、警察への通報・記録の要請等
女性相談員（区役所）	情報提供（保護命令、弁護士、支援内容）、助言（警察）、一時保護や弁護士へのつなぎ・連携、一時保護中の相談、保護命令の申し立て支援等
DV相談窓口 （配偶者暴力相談支援センター等）	情報提供（保護命令等）、助言（受診、警察）、保護命令の申し立て支援等
DV以外の相談部門	助言（女性相談）等
弁護士	情報提供（保護命令）、保護命令申し立て時の代理人等
親族、子ども	家を出る際の手伝い、家出先、家出先の確保、金銭的支援、支え等
友人・知人	助言（警察等）、引越し手伝い、居場所提供、同行（警察、相談）等
◆自立生活を開始し、現在に至る時期◆	
警察	見守り、荷物の持ち出し立会い、加害者の追跡への対応、情報提供（制度）等
医療	診断書の提出、助言（子どもの病状）等
女性相談員（区役所）	情報提供（各種制度、住宅、職業訓練）、施設入所の提供、弁護士へのつなぎ・同行、各種手続き援助、相談相手等
DV相談窓口 （配偶者暴力相談支援センター等）	自立に向けた手続き、離婚に関する情報提供等
DV以外の相談部門	情報提供（女性相談）、転校手続き、転入校へのつなぎ支援等
市役所	住民票の閲覧制限の手続き等
弁護士	情報提供（離婚調停、荷物持ち出し、法テラス）、離婚時の代理人、各種手続き等
家庭裁判所	離婚の流れの説明、犯罪被害者支援制度に関する情報提供等
母子生活支援施設 婦人保護施設	一時保護後の生活の場、保育の提供、生活必要物品の貸与、離婚手続きの情報提供・書類作成援助、さまざまな相談対応等
児童相談所	子どもへのケア等
ハローワーク	情報提供（貸付制度、家賃補助）、仕事斡旋、就労相談、職業訓練等
学校	DV被害での転校に対する配慮・協力、子どもへの理解、加害者追跡時の連絡等
生活保護のケースワーカー	DV被害を理解した上での対応等
親族、子ども	情報提供（裁判関係）、離婚時の支援、生活の場、子どものケア、心理的サポート等
友人・知人	生活必要物品の提供、子どもの世話、話し相手、心理的サポート等

☆調査時点では、「堺市配偶者暴力相談支援センター」（2012年〔平成24年〕7月開設）は含まれておりません。

☆「配偶者暴力相談支援センター」・・・

都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設が、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしている。

また、市町村も自らが設置する適切な施設において、支援センターの機能を果たすよう努めるものとされている。

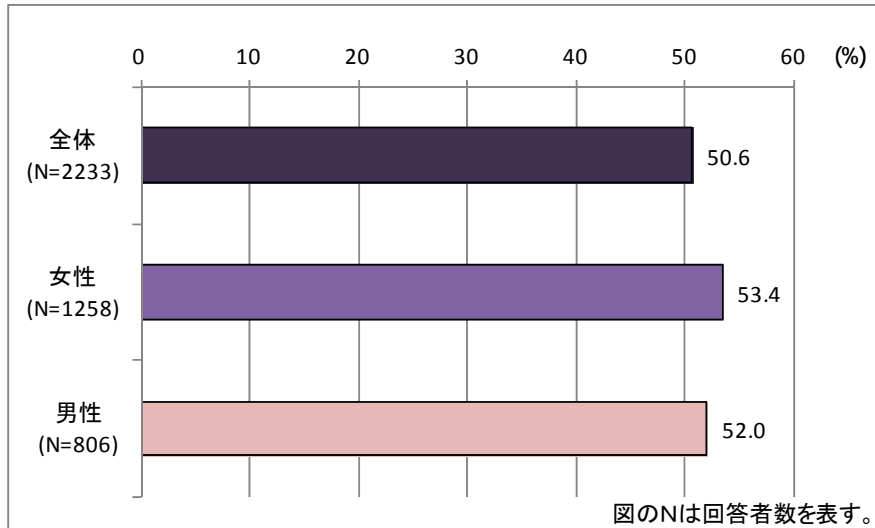
資料/堺市「DV被害者意識・実態面接調査」（平成23年度）

5 DVをなくすために

(1)「配偶者暴力防止法*」の認知度(堺市)

「市民意識・実態調査」によると「配偶者暴力防止法*」を「知っている」と答えた人は、女性、男性ともに5割を超えています。[図 18]

図 18 「配偶者暴力防止法*」の認知度(堺市)

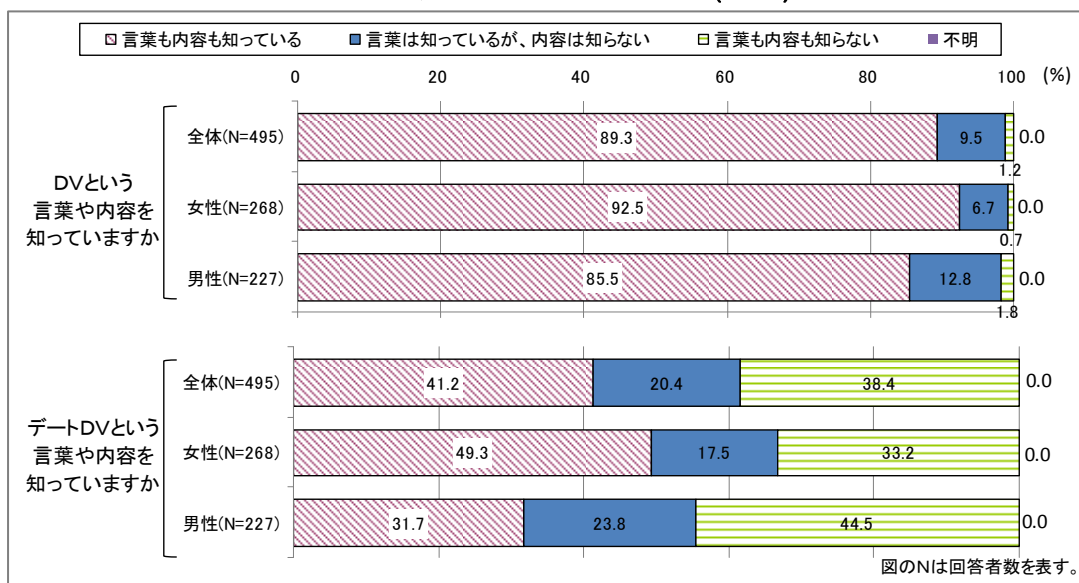


資料/「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」(平成 22 年度)

(2)DV、デートDV*の認知度(堺市)

「市政モニターアンケート」によると、DVについて「言葉も内容も知っている」と答えた人は、女性、男性ともに8割を超えています。デートDV*について「言葉も内容も知っている」と答えた人は、女性、男性ともに半数以下にとどまっています。[図 19]

図 19 DV、デートDV*の認知度(堺市)

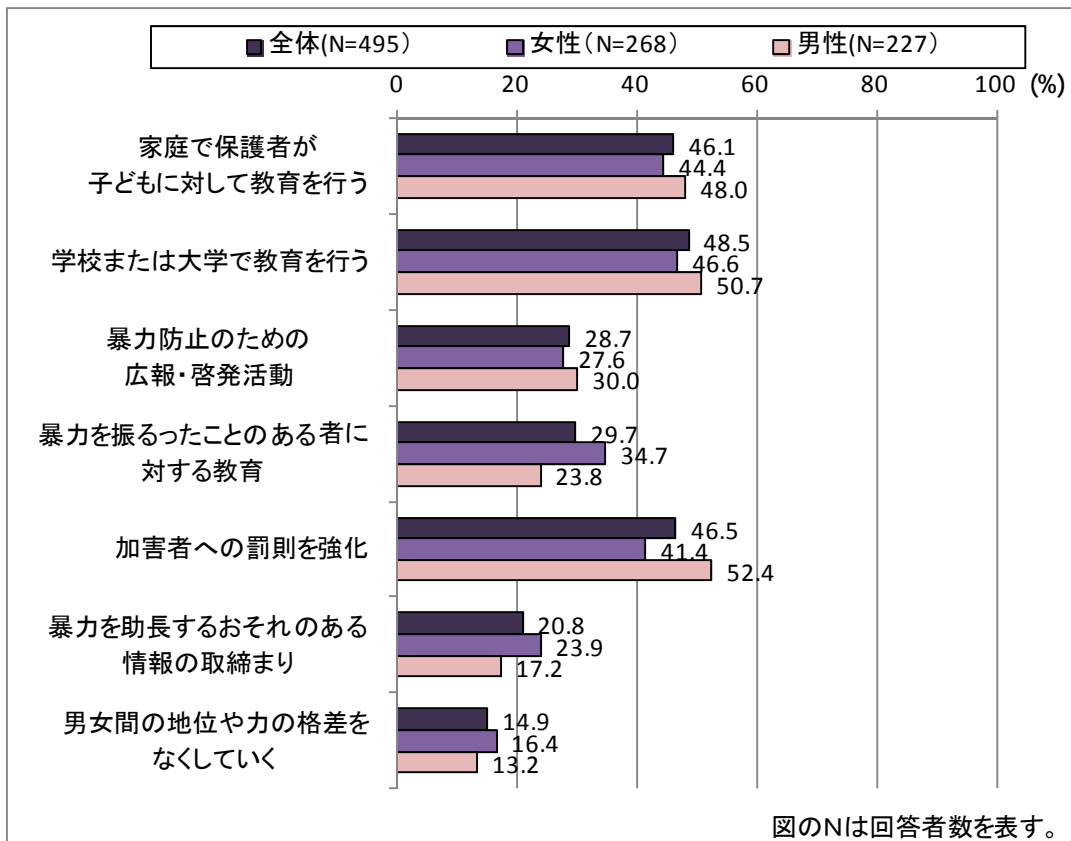


資料/市政モニターアンケート「配偶者等からの暴力に関する意識調査」(平成 23 年度)

(3)DVをなくすために必要なこと(堺市)

「市政モニターアンケート」によると、DVをなくすために必要なこととして、「学校または大学で教育を行う」が全体として最も多く、女性で46.6%、男性で50.7%、ついで、「加害者への罰則を強化」が女性で41.4%、男性で52.4%、「家庭で保護者が子どもに対して教育を行う」が女性で44.4%、男性で48.0%となっています。[図20]

図20 DVを防止するために(堺市)



資料/市政モニターアンケート「配偶者等からの暴力に関する意識調査」(平成23年度)

＜参考＞ 調査一覧

「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」(平成22年度)	
調査期間	平成22年11月4日～11月30日
調査対象	堺市内在住の20歳以上の男女(平成22年8月末時点)
調査方法	質問紙による郵送調査法
有効回収数	2,233人(有効回収率 50.0%)
市政モニターアンケート「配偶者等からの暴力に関する意識調査」(平成23年度)	
調査期間	平成24年1月23日～2月6日
調査対象	市内在住・在勤・在学の18歳以上の方で、公募により依頼した市政モニター498人(郵送モニター250人、eモニター248人)
調査方法	調査票への記入及びインターネットを通じたアンケート回答
有効回収数	495人(有効回収率99.4%)
堺市「DV被害者意識・実態面接調査」(平成23年度)	
調査期間	平成24年2月10日～3月16日
調査対象	現在堺市に在住もしくは堺市から転居し、すでに加害者から離別した生活を送るDV被害者20人(暴力を受けていた時期に18歳未満だった子ども38人も間接的に対象としている)
調査方法	個別面接法
内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成23年度)	
調査期間	平成23年11月～12月
調査対象	全国20歳以上の男女5,000人(層化二段無作為抽出法による抽出)
調査方法	郵送留置訪問回収法
有効回収数	3,293人(有効回収率 65.9%)
内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成18年度)	
調査期間	平成17年11月～12月
調査対象	全国20歳以上の男女4,500人(層化二段無作為抽出法による抽出)
調査方法	郵送留置訪問回収法
有効回収数	2,888人(有効回収率 64.2%)
総務省「配偶者からの暴力の防止等に関するアンケート調査」(平成20年8月)	
調査期間	平成20年2月～3月
調査対象	47都道府県及び673市町村 ①国、地方公共団体等の実務者(相談、保護等担当職員) ②地方公共団体の実務者(公営住宅、住民基本台帳等担当職員) ③民間団体の担当者 ④配偶者からの暴力の被害者
調査方法	調査対象①～③に対しては、 郵送(往復)自計申告方式 もしくは 調査員(職員)・郵送自計申告方式 調査対象④に対しては、 全国の婦人保護施設及び母子生活支援施設を通じた質問紙配布
有効回収数	①1,275人(有効回収率 71.0%) ②1,271人(有効回収率 61.5%) ③ 67人(有効回収率 63.8%) ④ 993人(有効回収率 43.2%)

☆層化二段無作為抽出法とは・・・

行政単位(都道府県・市町村)と地域によって全国をいくつかのブロックに分類し(層化)、各層に調査地点を人口に応じて比例配分し、国勢調査における調査地域及び住民基本台帳を利用して(二段)、各地点ごとに一定数のサンプル抽出を行うものである。

☆「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」(平成22年度)の図表においては「全体」「女性」「男性」それぞれの数値を示しているが、性別の回答には「その他」及び「無回答」が含まれるため、「女性」と「男性」の数値の合計は「全体」の数値とは一致しない。

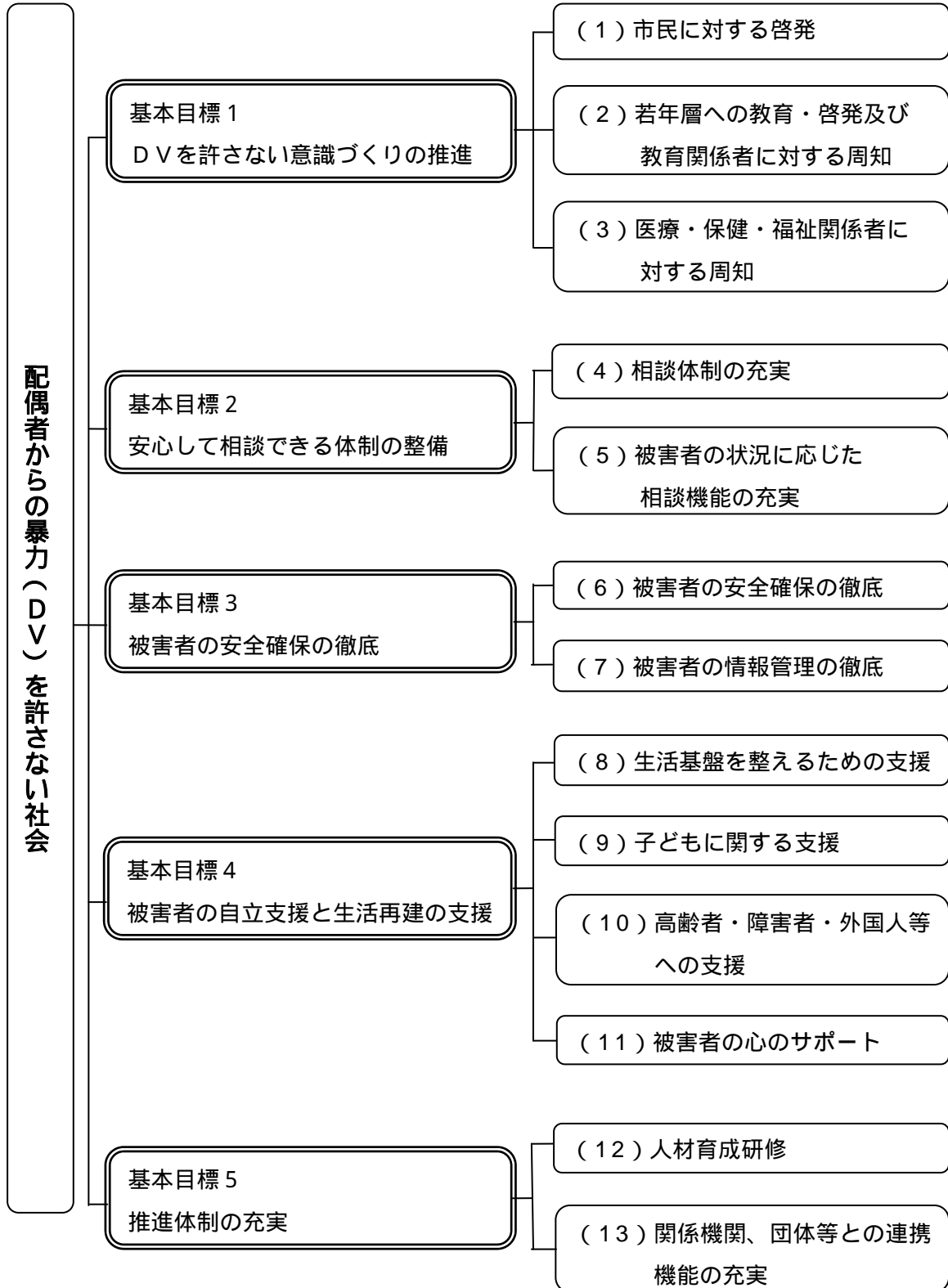
第3章

施策の基本的方向

1 計画の施策体系図

【施策の基本的方向（基本目標）】

【今後の取り組み】



2 施策の基本的方向（基本目標）

基本目標 1 DVを許さない意識づくりの推進

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、外部からその発見が困難な家庭内で行われるため潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。また、被害者の「相談するほどではない」、「自分さえ我慢すればよい」、「自分にも問題がある」といった意識が相談することをためらわせてしまい、暴力を許す環境がつけられ、問題が深刻化してきました。

子どもの面前で行われるDVは心理的虐待にあたり、DVのある家庭で育った子どもたちへの支援は大きな課題であります。また、若年層においてデートDV*の被害も近年ますます深刻化しています。

DVによる被害が起きない社会や家庭をつくるためには、DVを含むあらゆる暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくとともに、あらゆる機会を通じて、小さい頃からお互いの人権を尊重することを基調とした非暴力教育や人権教育に取り組んでいく必要があります。

また、DVを発見しやすい立場にある医師や保健師など医療・保健関係者や、民生委員・児童委員等の福祉関係者、教育関係者などに対し、DVに関する知識を普及し、理解を深めることにより、被害者の早期発見や通報、保護につなげていくことが重要です。

さらに、災害時には、長引く避難生活や生活不安などの影響によるストレスの高まりなどから、様々な不安・悩み・ストレスを抱えることによりDVなどの暴力が生じることが懸念されており、女性に対する暴力やDV防止などの意識啓発への取組が必要です。

コラム オレンジ&パープルリボンキャンペーン*



堺市では、11月は「児童虐待防止推進月間」であり、11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」の期間であることから、それぞれの活動のシンボルであるオレンジとパープルのリボンを左右に並べた「ロゴマーク」を作成し、11月を中心にオレンジ&パープルリボンキャンペーン*を行っています。市民への啓発を強化し、「子どもへの虐待・女性に対する暴力を許さない社会」をめざします。

(1) 市民に対する啓発

被害者は、交友関係を加害者に監視されることなどにより社会から孤立し、情報を入手する機会が制限されていることがあります。さらに配偶者の収入に頼らざるをえない経済的状況や、子どもの安全・就学の問題などの困難な状況により逃げることをためらわせる場合があります。また、被害者自身がDVを受けているという認識がないことや、暴力を振るわれ続けたことによる恐怖感や無力感から相談に至らないこともあります。

このことから、市民が、暴力を振るわないことはもちろん、DVに気づき、早期に被害者を発見し、関係機関への通報や相談窓口の情報提供を行えるようにする必要があります。

そのために、「配偶者暴力防止法*」の趣旨や制度を周知し、DVが「犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」ことについての理解が得られるよう、講演会の開催や冊子の発行等による啓発を進めます。

また、「児童虐待の防止等に関する法律*（児童虐待防止法*）」において、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」は児童虐待であると定義されていることから、本市では「子どもへの虐待・女性に対する暴力を許さない社会」をめざし「オレンジ&パープルリボンキャンペーン*」を行うなど、子どもへの虐待と女性への暴力の根絶を一体的に啓発していきます。

内容及び主な事業等	所管課
「第4期さかい男女共同参画プラン」対応事業 暴力の防止の講演会・教室等を実施します。	市民協働課 男女共同参画推進課 子ども家庭課 女性センター
「第4期さかい男女共同参画プラン」対応事業 ●さかい男女共同参画推進課だより（Windy）等での情報提供を実施します。 ●DV啓発冊子「脱暴力宣言」やDV対策堺市ホットラインカードを関係施設に配架し、相談先の周知を図ります。	男女共同参画推進課
●オレンジ&パープルリボンキャンペーン*を実施します。	男女共同参画推進課 子ども家庭課
●母子健康手帳に、DV相談を含めた各種相談窓口を掲載し、相談先の周知を図ります。	子ども育成課
●相談案内カード等の配布等により配偶者暴力相談支援センター*の電話相談や女性相談窓口（女性相談員によるDV相談）など、DV相談先の周知を図ります。	子ども家庭課
●DVや児童虐待を中心に女性への暴力に関する図書の充実と啓発展示を女性センターで実施します。	女性センター

(2) 若年層への教育・啓発及び教育関係者に対する周知

保育や教育活動などを通じ、発達段階に応じて、幼児、児童生徒に人権尊重の意識を育む人権教育・男女平等教育の充実を図るとともに、男女が、互いに心身の健康について、正しい知識を身につけ、主体的に行動し、自分の健康を管理できるよう、教育及び啓発を推進します。また、それらを計画的・組織的に推進するため、教育関係者に対する研修を実施します。

暴力によらずに問題を解決する方法を身につけることが大切です。子どもが自分自身の大切さを自覚するとともに、虐待、暴力行為、いじめ、セクシュアル・ハラスメント*等の危機を自分で切り抜けるための知識や方法を学ぶ機会を充実します。

配偶者等との間の暴力的関係は交際期間から始まっていることも多いことをふまえ、若年世代に対して、お互いを尊重し、信頼に基づく関係を築けるよう、冊子の発行やホームページへの情報発信等を通して、デートDV*に関する効果的な啓発を行います。

内容及び主な事業等	所管課
<p>「第4期さかい男女共同参画プラン」対応事業</p> <p>●さかい男女共同参画推進課だより（Windy）等での情報提供を実施します。（再掲）</p>	男女共同参画推進課
<p>●「女性に対する暴力をなくす運動」を実施するとともに、市内の大学等と連携したデートDV*に関するフォーラムを開催し、若年層への啓発活動を行います。</p>	
<p>「第4期さかい男女共同参画プラン」対応事業</p> <p>●学校教育活動全体を通じて、性や健康課題について、教科学習を中心に発達段階に応じた性に関する指導を行い、保健センター等関係機関と連携を図り推進します。</p>	生徒指導課 保健給食課
<p>「第4期さかい男女共同参画プラン」対応事業</p> <p>保育従事者への人権研修を行い、ジェンダー*にとらわれることなく、子ども一人ひとりの人権と個性を尊重した保育を実施します。</p>	保育運営課
<p>「第4期さかい男女共同参画プラン」対応事業</p> <p>市立幼稚園では、幼児期から男女平等の意識が形成されていくことを認識し、ジェンダー*にとらわれることなく、子ども一人ひとりの人権と個性を尊重した教育を実施します。</p>	教務課
<p>「第4期さかい男女共同参画プラン」対応事業</p> <p>●自尊感情の向上、自ら危機的状況を切り抜けるための知識や方法の習得を目的とした学習プログラムを全小学校で実施します。</p>	生徒指導課

内容及び主な事業等	所管課
<p>●若年世代（中学生）がデート DV の認識を高められるよう、デート DV 未然防止用 DVD「デート DV って知っていますか？」等を活用し、男女平等教育をすすめます。また、人権教育教材集を有効に活用できるよう、作成中の「人権教育カリキュラム例」を学校に示し、人権尊重の意識を育む人権教育・男女平等教育の充実を図ります。</p>	<p>生徒指導課 人権教育課</p>
<p>●男女共同参画社会*の実現に向け、セクシュアル・ハラスメント*防止、いじめ・暴力防止、デート DV*又は DV 防止教育等に関する教職員研修を実施します。</p>	<p>生徒指導課 教育センター</p>

(3) 医療・保健・福祉関係者に対する周知

「配偶者暴力防止法*」では、医療・保健関係者（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー*等）が業務を行う中で、被害者を発見しやすい立場にあることから、被害者の意思を尊重したうえで、関係機関等への通報や相談窓口の情報提供などを通じて、被害者の早期発見につながることを期待されています。また、地域福祉を担う民生委員・児童委員等福祉関係者も、相談業務や対人援助業務を行う中で、同様の立場にあることから、医療・保健関係者に準じた対応が望まれています。

被害者は、暴力に悩みながらも、なかなか相談にたどりつかない場合が多いという現状からも、医療・保健関係者をはじめ様々な人たちが支援の糸口を提供することは、被害者自身の行動を促すうえで大きな役割を果たします。

被害者の早期発見、早期対応のため、関係者への DV に関する情報提供等に努めるとともに、緊密な連携を進めていきます。

内容及び主な事業等	所管課
「第4期さかい男女共同参画プラン」対応事業 ●さかい男女共同参画推進課だより（Windy）等での情報提供を実施します。（再掲）	男女共同参画推進課
「第4期さかい男女共同参画プラン」対応事業 ●DV 被害者支援現場からの報告や講演などの DV に関する庁内職員研修を実施します。 ●関係機関に対し、DV について正しい理解を深めるための研修等の実施やリーフレットの配布等情報提供を実施します。	男女共同参画推進課 子ども家庭課

コラム DV と子ども虐待との相違

子ども虐待の場合は、虐待を受けている（疑いがある）子どもを発見した場合、市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない制度となっておりますが、自分で判断できる成人の場合は、本人の意思を尊重する趣旨です。

通報後、相談機関等で支援を受け、新たな一歩をふみ出す際にも、本人の意思が最も重要となります。このため、まずは、本人の判断で通報するかどうかを決めることが大切です。

<注意！> 子どもについては、DV の存在は、心理的虐待であると定義されており、堺市では、子ども相談所*、各区保健福祉総合センターへの通告義務が発生します。

基本目標 2 安心して相談できる体制の整備

被害者が DV を受けることなく安全な生活を送るためには、本人が情報を入手し、支援者等の力を借りながら、最終的には自分自身で決定し、問題を解決できる行動がとれるようにすることが大切です。それには、被害者が相談することから解決への道のりが始まります。そのためには、身近に相談窓口があることを広く周知する必要があります。また、被害者は、悩み、迷いながら相談することも多いことから、DV の特性や被害者のおかれている状況を理解し、被害者の立場と意思を尊重した相談を行うことが重要であり、何度も窓口で状況説明をすることがないようにするなど関係機関が連携し、適切な支援につないでいくことが求められます。

被害者には、女性だけでなく男性や高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティ*の方なども含まれていることから、それぞれの状況に応じた相談への対応が求められます。

DV のある家庭では、子どもへの虐待が行われている場合もあります。また、DV を目撃した子どもの心身に及ぼす影響は深刻であることから、関係機関と十分に連携を図る必要があります。

災害時における避難所生活等においても、平時と同様に安心して相談できる体制の確保を行うなど、関係部局との連携を図る必要があります。

コラム 加害者像

加害者は、年収や地位、職業、学歴に関係なく存在しています。人当たりがよいからといって暴力をふるわないとは言えません。

夫婦の置かれている環境や社会的状況、家族の状況、夫婦の関係性など多様な要因が複雑に絡み合って現在の加害者に至っています。加害者のあり方は様々ですが、暴力によって相手を支配しようとすることは同じです。

(4) 相談体制の充実

2001年(平成13年)4月制定の「配偶者暴力防止法*」により、売春防止法*に規定される婦人相談員が被害者支援を行うことができるようになりましたが、本市では、1996年(平成8年)から婦人相談員として「女性相談員」を各支所及び福祉事務所(現・各区保健福祉総合センター)に配置し、女性相談を実施するとともに被害者支援を行ってきました。さらによりきめ細やかで迅速な被害者支援を行うため、2012年(平成24年)7月から配偶者暴力相談支援センター*を開設し、女性相談員及び関係機関と連携して支援を行っています。

配偶者暴力相談支援センター*では、経験豊かなDV被害者支援コーディネーター*と女性相談員を配置し、電話相談に対応するとともに、女性相談員に対し、困難事例についての助言や情報提供などを行うなどスーパーバイズ*機能も果たしており、必要に応じて関係機関との調整も行っています。支援に関するサービスの手続きの多くは区役所で行うことから、個々の被害者の状況に応じ、女性相談員を中心とした適切な支援の実施と、他の関係機関と有機的な連携を図れるよう、配偶者暴力相談支援センター*の調整・サポート機能や専門性を高め、支援の中核的な機関として一層の充実を図ります。

内容及び主な事業等	所管課
<p>「第4期さかい男女共同参画プラン」対応事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性の悩みの相談(予約制)を実施します。 ●男性の悩みの相談(予約制)を実施します。 	<p>男女共同参画推進課</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者暴力相談支援センター*と女性相談員が連携して被害者支援の充実に努めます。 ●配偶者暴力相談支援センター*による女性相談員へのスーパーバイズ*、ケース検討など女性相談員のサポート体制を充実します。 ●相談案内カード等の配布等により配偶者暴力相談支援センター*の電話相談や女性相談窓口(女性相談員によるDV相談)など、DV相談先の周知を図ります。(再掲) ●女性相談員等が必要に応じて被害者に同行し、各制度の利用にかかる手続きを円滑に行えるよう被害者の負担軽減を図ります。 ●対応が困難なケースでは、配偶者暴力相談支援センターや女性相談員等関係機関が連携し、ケースカンファレンス*を行うなど協力して対応します。 ●法的な問題の解決を図るため、堺市DV専門法律相談の実施や日本司法支援センター(法テラス*)等と連携します。 ●夜間・休日DV電話相談を実施し(民間委託)、24時間相談できる体制を確保します。 	<p>子ども家庭課 各区地域福祉課 又は 各区子育て支援室</p>

内容及び主な事業等	所管課
<p>● 『『学校園における危機管理』－具体的な事例に学ぶ－ DV その1 相談窓口の充実編（案）』を活用し、学校も相談窓口であるとの認識を持ち、相談体制の充実に努めます。</p> <p>● 各学校園での相談の中で、DV が疑われる場合には、関係機関に確実につなげます。</p>	生徒指導課
<p>● DV、子ども虐待、離婚問題などさまざまな課題に関する相談(女性センター相談)を実施し、DV が疑われる場合には、関係機関と連携し解決に努めます。</p>	女性センター

(5) 被害者の状況に応じた相談機能の充実

被害者に対する支援を行うに当たっては、被害者の国籍、障害の有無等を問わずプライバシーの保護、安全の確保、受容的な態度で相談を受けること等、被害者の人権に配慮した対応を行うことが必要です。被害者が、高齢者、障害者、外国人、男性、性的マイノリティ*等であることにより支援を受けにくいということにならないよう、情報提供、相談の対応等、それぞれの被害者の状況に応じた配慮を行うことが重要です。

今後も、生活保護のケースワーカー*、高齢者担当職員、障害者・児担当職員、保健師、看護師、医師、医療ソーシャルワーカー*など被害者が日頃利用する可能性のある担当者がDVの兆候を発見し、必要な情報を相互に伝えられるように、意識啓発や情報提供に努めます。

一時保護*を実施した被害者の多くは子どもを同伴しています。「被害者面接調査」においても、同伴した子どもの約 6 割において身体的・精神的不調、社会的不適応といった影響が表れています。

DVは、直接子どもに向けられた暴力でなくても、暴力を間近で見たり聞いたりする子どもに対して著しい心理的外傷を与えるとされており、また、子ども自身が直接暴力を受けている場合もあります。

今後も、子ども相談所*及び各区の家庭児童相談室*等と相互に連携を図り、子どもへのケアの充実に努めます。

内容及び主な事業等	所管課
①高齢者、障害者、外国人への配慮	
●地域包括支援センター*等と連携し、老人福祉法*による制度などの活用を含めて被害者に対する適切な相談や支援に努めるとともに、関係機関に対し研修等を通じてDVについて周知を図ります。	高齢施策推進課 各区地域福祉課
●障害者基幹相談支援センター*等と連携し、障害者総合支援法*などの活用を含めて被害者に対する適切な相談や支援に努めるとともに、関係機関に対し研修等を通じてDVについて周知を図ります。	障害施策推進課 障害者支援課 各区地域福祉課
●大阪府女性相談センター*や民間支援団体と協力し、通訳支援の充実に努めます。	子ども家庭課 各区地域福祉課 又は 各区子育て支援室

②男性への対応	
「第4期さかい男女共同参画プラン」対応事業 ●男性の悩みの相談(予約制)を実施します。(再掲)	男女共同参画推進課
●DV、子ども虐待、離婚問題などさまざまな課題に関する相談(女性センター相談)を実施し、DVが疑われる場合には、関係機関と連携し解決に努めます。(再掲)	女性センター
③子どもへの対応	
●DVは子ども虐待と密接に関係しているため、子ども相談所*及び各区の家庭児童相談室*と相互に連携して支援します。	子ども家庭課 各区地域福祉課 又は 各区子育て支援室 子ども相談所
●24時間電話教育相談「こころホーン*」や面接相談の周知を図り、子どもや保護者が相談しやすい環境づくりを進めます。 ●教育相談において子ども虐待やDVが背景にある場合、相談者に対する専門機関の情報提供に努めるとともに、被害者の安全確保と個人情報の管理を徹底し、関係機関と情報交換や連絡調整を行います。 ●すべての教職員が相談の対応者であるとの認識をもち、子ども虐待やDVについての正しい知識や対応方法を身につけ、専門機関等の情報提供などができるよう、意識啓発や研修に取り組みます。	教育センター
④その他	
●犯罪被害者等支援総合相談窓口にて、各種制度の案内や関係機関に関する情報提供を実施します。	市民協働課
●性的マイノリティの方など様々な状況に対応できる、女性の悩みの相談(予約制)、男性の悩みの相談(予約制)を実施します。	男女共同参画推進課
●各区精神保健福祉相談員による精神保健福祉相談を実施します。	精神保健課 各区保健センター
●「こころの電話相談」を設置し、こころの悩みに関して心理士や精神保健福祉士が相談を受けます。	こころの健康センター
●性的マイノリティの方など様々な状況に対応できる、相談(女性センター相談)を実施し、DVが疑われる場合には、関係機関と連携し解決に努めます。(再掲)	女性センター

基本目標3 被害者の安全確保の徹底

被害者とその子ども等の安全確保は第一の優先課題であり、関係機関は連携・協力しながら、それぞれに求められる役割を的確に果たす必要があります。

「配偶者暴力防止法*」では、被害者等の一時保護*を婦人相談所*の責務としています。大阪府女性相談センター*（婦人相談所*）でのDVを理由とする一時保護*件数は増加傾向にあります。

また、配偶者暴力相談支援センターにおいては、被害者及び同伴家族の緊急時における迅速かつ適切な安全確保が求められており、現在、本市では、警察等と連携し、一時保護*時の同行支援などを必要に応じて行っています。

被害者は、命の危険を感じるほどの暴力を受ける場合や、着の身着のまま家を飛び出し、助けを求めてくることもあります。被害者を連れ戻そうとする加害者も少なくないことから、配偶者暴力相談支援センター*及び女性相談員による女性相談窓口や警察等関係機関の間で、連絡体制や加害者からの追跡への対応等について情報の共有と情報管理の徹底に努める必要があります。また、被害者のみならず、支援者等の安全を確保することも重要です。

なお、性別、障害の有無、年齢等にかかわらず配慮を必要とする被害者が、適切な保護が受けられるようにするとともに、平時だけでなく、災害時における被害者の安全確保に向けた取組についても関係部局との連携を図ることが重要です。

コラム 保護命令*について

加害者からの更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、地方裁判所に申し立てると、加害者に対し保護命令*が出されます。

保護命令*は以下の種類があります。

被害者への接近禁止命令（期間は6か月）

被害者の身辺へのつきまといや被害者の住居、勤務先等の付近のはいかいを禁止

被害者の子又は親族等への接近禁止命令（期間は6か月¹）

被害者の子又は親族等²の身辺へのつきまといや、子又は親族等の住居、勤務先等の付近のはいかいを禁止

電話等禁止命令（期間は6か月³）

被害者に対する一定の電話・電子メール等を禁止

退去命令（期間は2か月）

被害者と共に住む住居からの退去

- 1 被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。
- 2 対象は（1）被害者と同居する被害者の未成年の子ども、
（2）被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者です。
- 3 対象者は被害者本人のみです。また被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。

(6) 被害者の安全確保の徹底

被害者とその子どもや親族等にとって、安全が確保されることは、何よりも重要です。

「被害者面接調査」において、「相手の反応が怖かったから」という理由で保護命令*を申し立てなかった人が約 3 割にのぼり、「保護命令*制度を知らなかった」という人も少なくありません。また、家を出たあとに「相手からの追跡や嫌がらせ」を受けた人もおり、家を出たあとも被害者の安全が脅かされている現状がうかがえます。このことから、被害者等の安全確保を常に考慮することが大切です。

被害者等の緊急時における安全確保に適切に対応するため、大阪府女性相談センター*（婦人相談所*）や関係機関との連携をさらに強化する必要があります。また、配偶者暴力相談支援センター*や女性相談員による女性相談窓口などには加害者からの問合せもあることから、被害者と相談員等支援者の安全確保に十分配慮する必要があります。

内容及び主な事業等	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センター*等と連携し、老人福祉法*による制度などの活用を含めて被害者に対する適切な相談や支援に努めるとともに、関係機関に対し研修等を通じて DV について周知を図ります。（再掲） ●高齢者虐待防止法*に基づき、虐待の通報があった場合、被害者に対する適切なアセスメント*とケアマネジメント*のもと、地域包括支援センター*等の関係機関が連携して一時保護等を行うなど、被害者支援を進めます。 	<p>高齢施策推進課 各区地域福祉課</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●障害者基幹相談支援センター*等と連携し、障害者総合支援法*などの活用を含めて被害者に対する適切な相談や支援に努めるとともに、関係機関に対し研修等を通じて DV について周知を図ります。（再掲） ●障害者虐待防止法*に基づき、虐待の通報があった場合、関係機関等と連携して一時保護等を行うなど被害者の支援を進めます。 	<p>障害施策推進課 障害者支援課 各区地域福祉課</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●定期的な連絡会などの機会を通じ、大阪府女性相談センター*（婦人相談所*）との連携をさらに強化します。 ●被害者の安全確保を図るため、大阪府女性相談センター*（婦人相談所*）と連携し、一時保護*先への同行支援を行います。 ●配偶者暴力相談支援センター*及び女性相談員による女性相談窓口において、保護命令*制度についての情報提供や申し立てにかかる支援を行うとともに、必要に応じて地方裁判所への同行支援を行います。 	<p>子ども家庭課 各区地域福祉課 又は 各区子育て支援室</p>

内容及び主な事業等	所管課
<p>●被害者の子どもの安全確保については加害者からの問い合わせがあった場合などの対応方法を明確にし、全教職員で共通理解を図り、関係機関との連携を更に強化します。</p> <p>●『『学校園における危機管理』－具体的な事例に学ぶ－ DV その2被害者の安全確保の徹底編（案）』を活用し、被害者の緊急時における安全確保を徹底します。</p>	生徒指導課
<p>●被害者の子どもの就学先や居住地等の情報を加害者等に漏洩しないよう関係教育委員会及び就学先の学校へ連絡調整します。</p>	学務課 各区企画総務課
<p>●救急業務遂行中、傷病者の症状に DV の可能性が疑われた場合において、被害者と調整のうえ関係機関への通報等を行います。</p>	救急課

(7) 被害者の情報管理の徹底

加害者のもとから逃げている被害者の住所や居所はもとより、支援を行う施設や団体の所在地等が、加害者やその関係者に知られてしまうことで、被害者やその同伴する家族の安全を脅かすことがないよう、情報の管理に細心の注意が求められています。

国の「基本方針」では、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う部局との連携に努めることを求めています。

住民基本台帳閲覧等の制限の対象となっている被害者については、関係課と個人情報の保護を念頭に連携を図り、情報管理の徹底に努めます。

被害者の子どもの安全確保については、加害者への対応の方法を明確にし、保育所・学校園等との連携を更に強化します。

被害者の子どもの就学に関しては、就学事務担当窓口における情報の取り扱いに配慮するほか、転出先の学校・教育委員会では、情報提供の制限等の対応を行っています。

また、平時だけでなく、災害時においても被害者の安全確保が留意されるよう、関係部局との連携に努めます。

内容及び主な事業等	所管課
●災害時に作成される避難者名簿の公表については、被害者の住所が加害者に伝わり新たな被害が生じることがないよう配慮します。	危機管理室
●被害者の申請に基づき、被害者以外への税務証明の交付を停止することで、プライバシーの保護や証明が悪用されることを防止します。	税政課 各市税事務所
●被害者の申請に基づき住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の証明書発行を制限し、被害者及び同一住所を有する者の転居先が加害者に知られることを防止します。	戸籍住民課 各区市民課
●被害者の申し出に基づき、被害者及び同一住所を有する者の転居先が加害者に知られないよう配慮します。 ●住民票を移せない被害者について、事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、国保加入を認めます。 ●被害者の申し出に基づき、「医療費のお知らせ」を国保の世帯主へ送付しないようにします。 ●被害者の申し出に基づき、国民年金原簿等に記録されている住所等を加害者に知られないよう配慮する取扱いがあることを説明し、年金事務所への手続きを案内します。	保険年金管理課 各区保険年金課

内容及び主な事業等	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ● 研修及び担当者会議により、被害者に対する情報の共有と関係機関による居所を含む被害者の情報管理の更なる徹底を行います。 ● 『『学校園における危機管理』－具体的な事例に学ぶ－ DV その3 被害者の情報管理の徹底編（案）』を活用し、被害者の子どもの安全確保を徹底します。 	生徒指導課
<ul style="list-style-type: none"> ● 被害者の子どもの就学先や居住地等の情報を加害者等に漏洩しないよう関係教育委員会及び就学先の学校へ連絡調整します。（再掲） 	学務課 各区企画総務課

基本目標 4 被害者の自立支援と生活再建の支援

被害者がこれまでの生活の場から離れ、新たな場所で自立して生活しようとする場合、様々な問題に直面します。住宅の確保、経済基盤の確立、DVによる心身の回復のためのケアなどについての支援が必要となります。

被害者の自立支援にあたっては、関係機関が相互に連携し、福祉や雇用等の各種施策を十分に活用しながら、継続的に支援することが重要です。また、高齢者、障害者、外国人など、それぞれの状況に配慮し、関係機関や団体と連携することや、被害者の子どもについても安全確保に配慮し、支援することが必要です。

特に、DV と関係の深い子ども虐待や高齢者・障害者虐待等についても日常業務において関係機関と緊密な連携がとれるようにするとともに、ケースカンファレンス*や既存のネットワークを通じて、被害者の抱える複雑多岐にわたる問題に対処していくことが求められています。

被害者の中には、様々な悩みを複合的に抱えることにより、不安定な精神状態に陥ることも少なくないため、必要に応じて専門的なケアが受けられるようにする必要があります。

また、地域で安心して生活できるように、地域での居場所づくりや見守り支援、自助グループへの支援を行うことも必要です。

コラム なぜ被害者は逃げないのか

恐怖感	被害者は、「逃げたら殺されるかもしれない」という強い恐怖から、家を出る決心がつかないこともあります。
無力感	被害者は暴力を振るわれ続けることにより、「自分は配偶者から離れることができない」「助けてくれる人は誰もいない」といった無気力状態に陥ることもあります。
複雑な心理	「暴力を振るうのは私のことを愛しているからだ」「いつか変わってくれるのではないか」との思いから、被害者であることを自覚することが困難になっていることもあります。
経済的問題	配偶者の収入がなければ生活することが困難な場合は、今後の生活を考え逃げるできないこともあります。
子どもの問題	子どもがいる場合は、子どもの安全や就学の問題などが気にかかり、逃げることにふみ切れないこともあります。
失うもの	配偶者から逃げる場合、仕事を辞めなければならなかったり、これまで築いてきた地域社会での人間関係など失うものが大きいこともあります。

資料/内閣府「配偶者からの暴力の被害者対応の手引～二次的被害を与えないために～」(平成 20 年)

(8) 生活基盤を整えるための支援

被害者が生活を再建し自立するためには、住宅の確保や就業、生活費や子どもの就学の問題など生活全般に渡る幅広い支援が必要です。また、被害者は、離婚や子どもの親権の確保等、法的問題を抱えているケースも多くなっています。被害者の状況やニーズに応じて各種制度を活用することができるよう情報提供や手続き支援を行うことや、自立促進のための施策など、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援が求められています。

内容及び主な事業等	所管課
①経済的支援、生活支援	
<ul style="list-style-type: none"> ●生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限の生活を保障します。 ●様々な問題を抱えた生活保護受給者一人ひとりに対し、堺市被保護者キャリアサポート事業*など、きめ細かい就労支援策で受給者の自立支援を行います。 	生活援護管理課 各区生活援護課
<ul style="list-style-type: none"> ●住民票を移せない被害者について、事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、国保加入を認めます。(再掲) ●被害者の申し出に基づき、「医療費のお知らせ」を国保の世帯主へ送付しないようにします。(再掲) 	保険年金管理課 各区保険年金課
<ul style="list-style-type: none"> ●堺市 DV 被害者自立支援金*を支給します。 ●法的な問題の解決を図るため、堺市 DV 専門法律相談の実施や日本司法支援センター（法テラス*）等と連携します。(再掲) ●生活支援のための各種制度の情報提供や手続き支援などを行います。 （生活保護制度、母子寡婦福祉資金貸付金*などの活用、健康保険、医療費助成、年金、母子家庭等日常生活支援事業、児童扶養手当等の制度に関する情報提供と手続き支援） ●支援を継続的に行うため、被害者本人の意思を確認・尊重した関係機関で共有できる支援の「連携パス*」の作成を検討します。 ●一時的な利用や当面の生活の場とする居室を提供する母子等援護事業を実施します。 ●子どもや母子等を対象とした、ショートステイ*やトワイライトステイ*を実施します。 	子ども家庭課 各区地域福祉課 又は 各区子育て支援室

②住まいの確保、住宅支援	
●母子生活支援施設*の入所や調整を行い、母子家庭の自立促進のためにその生活を支援します。	子ども家庭課 各区地域福祉課 又は 各区子育て支援室
●一定の要件を満たした被害者について、特に居住の安定を図る必要がある者と位置付け、市営住宅の単身での申込みを可能とします。	住宅管理課
③就労支援	
<p>●母子自立支援員*は、相談や、母子家庭自立支援給付金事業（母子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭高等技能訓練促進費、入学支援修了一時金）の相談及び事務手続きについて情報提供を行い、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。</p> <p>●堺市母子家庭等就業・自立支援センターは、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等にいたるまでの一貫した就業支援サービスを行います。</p> <p>●ひとり親家庭の父・母の就業と自立を支援するため、プログラム策定員が自立支援プログラムを策定し、ハローワーク、区保健福祉総合センター、堺市母子家庭等就業・自立支援センターが一体となって、就業までのサポートを行います。</p>	子ども家庭課 各区地域福祉課 又は 各区子育て支援室
●さかいJOBステーション女性しごとプラザ等において、関係機関との連携により、就労支援を行います。	雇用推進課

(9) 子どもに関する支援

被害者に子どもがいる場合は、その子どもが DV を目撃したり、直接的に暴力を受けたことなどにより、心理的な影響等を受けていることが少なくないため、専門機関などと連携して子どもたちの心のケアを充実させていくことが必要です。

また、子どもは、転居や転校を始めとする生活の変化等により、大きな影響を受けやすいことから、学校、保育所等の関係機関と連携し、教育や保育に配慮した支援が必要であり、それが被害者の自立にもつながります。

さらに、子どものころから、DV は人権侵害であると認識し、自己肯定感・自己信頼感をもち、自分も相手も大切に感じる感覚を身につけるという教育が重要です。

内容及び主な事業等	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児健診の実施を通して、出産・育児に課題を抱えた家庭の把握に努めます。 ●育児に課題を抱える家庭に、子育てアドバイザー*やヘルパーの派遣、育児相談等の支援を行います。 ●対応が困難なケースは、関係機関と連携し、ケースカンファレンスを行うなどし、協力して対応します。 	子ども育成課 各区子育て支援室 各区保健センター
<p>「第4期さかい男女共同参画プラン」対応事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校教育活動全体を通じて、性や健康課題について、教科学習を中心に発達段階に応じた性に関する指導を行い、保健センター等関係機関と連携を図り推進します。(再掲) 	生徒指導課 保健給食課
<ul style="list-style-type: none"> ●ユースサポートセンター*で、ひきこもり、不登校、ニート、非行などの困難を抱える子ども、若者及びその保護者・関係者からの相談を実施します。 	子ども家庭課
<ul style="list-style-type: none"> ●母子生活支援施設*の入所や調整を行い、母子家庭の自立促進のためにその生活を支援します。(再掲) 	子ども家庭課 各区地域福祉課 又は 各区子育て支援室
<ul style="list-style-type: none"> ●DV は子ども虐待と密接に関係しているため、子ども相談所*及び各区の家庭児童相談室*と相互に連携して支援します。(再掲) 	子ども家庭課 各区地域福祉課 又は 各区子育て支援室 子ども相談所

内容及び主な事業等	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ●就労中、就労可能な母子家庭等の児童について、保育所の優先的な入所に配慮します。 	保育運営課 各区地域福祉課 又は 各区子育て支援室
<p>「第4期さかい男女共同参画プラン」対応事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自尊感情の向上、自ら危機的状況を切り抜けるための知識や方法の習得を目的とした学習プログラムを全小学校で実施します。(再掲) ●臨床心理に関して高度に専門的な知識を有する者をスクールカウンセラー*として配置し、子どもの不登校や問題行動に対する適切な対応をはじめ、学校における教育相談体制の充実に努めます。 ●学校だけでは解決が困難な、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待、デートDV*又はDVなどの課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技能に加えて、教育分野に関する知識を有するスクールソーシャルワーカー*を活用し、子どもの置かれた様々な環境に働きかけ、支援を行い、課題の解決を図ります。 ●『「学校園における危機管理」－具体的な事例に学ぶ－DV その4 子どもへの支援編(案)』を活用し、幼児、児童生徒が自分も相手も大切にす意識や態度を身につけられるよう発達段階に応じた人権教育を充実させます。 	生徒指導課
<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画社会*の実現に向け、セクシュアル・ハラスメント*防止、いじめ・暴力防止、デートDV*又はDV防止教育等に関する教職員研修を実施します。(再掲) 	生徒指導課 教育センター
<ul style="list-style-type: none"> ●子どもや保護者がいつでも電話できるよう、24時間電話教育相談「こころホーン*」を実施します。 ●子どもや保護者が相談しやすい環境づくりに努め、小・中学生の性格や行動、発達に関する問題について電話相談、面接相談を行います。 ●教育相談において虐待やDVが背景にある場合、関係機関と連携を図り、情報交換や連絡調整を行います。 	教育センター
<ul style="list-style-type: none"> ●被害者の子どもという特別事情により居住の実態があれば住民登録がなくても就学に配慮します。 	学務課 各区企画総務課

(10) 高齢者・障害者・外国人等への支援

高齢者、障害者、外国人及び子どもなどの同伴家族に障害がある場合など、それぞれの被害者等の状況に配慮して、関係機関や団体と連携して支援することが必要です。

特に高齢者や障害者の被害者については、外部からその発見が困難なケースも少なくないため、さまざまな相談や福祉サービスを通じて被害者の発見に努めることも重要です。

外国人被害者は、言葉や文化の違いにより社会の中で孤立しやすく、相談窓口についても分かりにくい状況にあります。また、実際の支援にあたって、在留資格、法的手続き、自立支援策など、複雑で対応が困難な状況があります。こうしたことから、国際交流や外国人支援を行っている民間団体と連携し、相談、支援を行っていく必要があります。

内容及び主な事業等	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センター*等と連携し、老人福祉法*による制度などの活用を含めて被害者に対する適切な相談や支援に努めるとともに、関係機関に対し研修等を通じて DV について周知を図ります。(再掲) ●高齢者虐待防止法*に基づき、虐待の通報があった場合、被害者に対する適切なアセスメント*とケアマネジメント*のもと、地域包括支援センター*等の関係機関が連携して一時保護等を行うなど、被害者支援を進めます。(再掲) 	高齢施策推進課 各区地域福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ●障害者基幹相談支援センター*等と連携し、障害者総合支援法*などの活用を含めて被害者に対する適切な相談や支援に努めるとともに、関係機関に対し研修等を通じて DV について周知を図ります。(再掲) ●障害者虐待防止法*に基づき、虐待の通報があった場合、関係機関等と連携して一時保護等を行うなど障害のある被害者の支援を進めます。(再掲) 	障害施策推進課 障害者支援課 各区地域福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ●大阪府女性相談センター*や民間支援団体と協力し、通訳支援の充実に努めます。(再掲) ●多言語による DV に関する情報提供に努めます。また、文化や制度の違い等に配慮した対応に努めます。 	子ども家庭課 各区地域福祉課 又は 各区子育て支援室

(11) 被害者の心のサポート

DVは、被害者とその子ども・親族に対して身体的・心理的に大きな影響を与えます。加害者から離れ、自立した社会生活を営むことが可能となっても、本人や同伴家族の心理的ダメージは、長期に渡り、心身に様々な影響を及ぼすと考えられています。被害者の中には、PTSD*（心的外傷後ストレス障害*）やうつ病を患っている人も少なくないため、医療機関や心の健康に関する相談、専門医等による専門相談の紹介などの支援を実施しています。

また、被害者の心身の回復には、被害者同士が体験や感情、悩みを共有し、情報を交換し合う自助のためのグループに参加することが有効とされていることから、自助グループ等の活動に関する情報提供や、グループの形成・継続に対する支援、地域での居場所づくりや見守り支援などを通して、継続的なサポート体制を検討します。

内容及び主な事業等	所管課
<p>「第4期さかい男女共同参画プラン」対応事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性の悩みの相談(予約制)を実施します。(再掲) ●男性の悩みの相談(予約制)を実施します。(再掲) 	男女共同参画推進課
<ul style="list-style-type: none"> ●被害者が気軽に立ち寄れる「居場所」づくりなど地域で生活する被害者への支援を検討します。 	
<ul style="list-style-type: none"> ●いのちの相談支援事業（自殺未遂者の相談支援）において、相談者の背景に虐待やDVの問題がある場合、関係機関との連携を図り、情報交換や連絡調整を行います。 ●相談機関研修の開催、相談機関一覧（悩み相談）配布等自殺対策を推進するために各種相談機関の連携を図ります。 	精神保健課
<ul style="list-style-type: none"> ●各区精神保健福祉相談員による精神保健福祉相談を実施します。(再掲) ●定例精神保健福祉相談を実施し、嘱託の精神科医師と保健センターのスタッフで相談に応じます。 	精神保健課 各区保健センター
<ul style="list-style-type: none"> ●「こころの電話相談」を設置し、こころの悩みに関して心理士や精神保健福祉士が相談を受けます。(再掲) ●ひきこもりに関する相談の専用電話を設置し、精神保健福祉士、心理士等の専門職による相談や、来所の専門相談を実施します。 	こころの健康センター
<ul style="list-style-type: none"> ●被害者の心のケアのため、相談やカウンセリングを受けられる機関についての情報提供を行います。 	子ども家庭課 各区地域福祉課 又は 各区子育て支援室

基本目標 5 推進体制の充実

DVを防止し、被害者に寄り添い、本人の意思を尊重した適切な支援を行うためには、課題解決にかかわる関係部局との連携強化のみならず、国及び大阪府、警察、医療機関、民間団体など関係機関が共通認識を持ちながら、緊密に連携して取り組み、継続した支援を推進することが必要です。

また、DVについての理解を深める様々な研修を通じて、被害者への更なる被害（二次被害*）が生じることのないよう支援者等の資質向上を図るとともに、相談や支援に関わる中で、支援者自身がストレスを感じ、心の問題を抱えてしまうことがあることから、支援者の精神的負担をケアできる体制についても検討が必要です。

なお、国の第3次男女共同参画基本計画*においては、加害者更生プログラムについて、その効果的な実施方法を含めた調査研究を実施するとされていることから、国における加害者更生プログラムの調査研究の推進状況の把握に努めていきます。

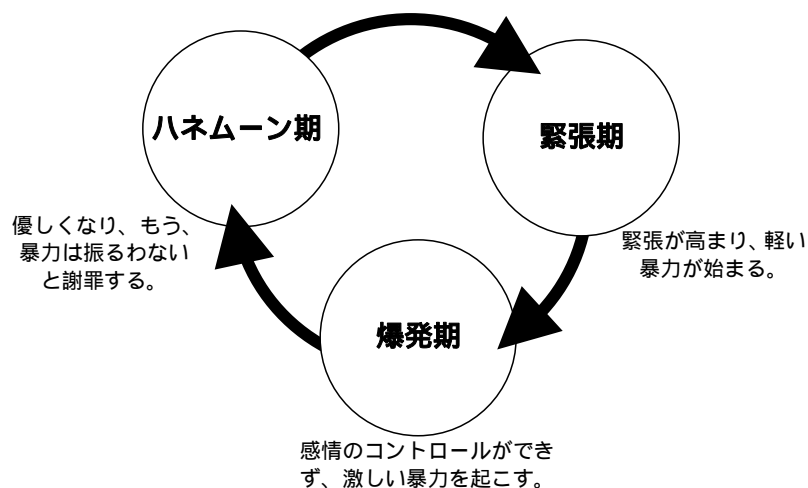
また、UN Women*と連携を図り、DV防止に関する国際的な動向を把握するよう努めていきます。

コラム DVのサイクル

すべての人に当てはまるわけではありませんが、暴力には3つの局面からなるサイクル（周期）があると言われています。このサイクルは、人によって周期の長さが異なり、また、3つの局面ですべてが現れるとは限りません。

暴力を振った後に、優しく振舞う等の時期があることによって、被害者は、加害者の暴力がいつかなくなるのではないかという期待を抱き、加害者から逃げにくくなる原因の一つとなっていると言われています。

一旦このようなDVのサイクルに組み込まれてしまうと、外部から何らかの介入が行われなければ、DVのサイクルから脱することは困難です。



(12) 人材育成研修

被害者が安心して支援を受けるためには、支援者等が被害者には様々な状況があることを認識したうえで、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要です。

DV に続く二次被害*を防止するためにも、被害者支援現場からの報告や講演など DV に関する研修を実施するとともに、支援者等の二次受傷*やバーンアウト*を防ぐための研修を継続して実施していく必要があります。

また、配偶者暴力相談支援センター*では、女性相談員の専門性の確保と向上のための実務研修等を実施するなど、相談員へのスーパーバイズ*機能を果たします。

内容及び主な事業等	所管課
<p>「第4期さかい男女共同参画プラン」対応事業</p> <p>●DV 被害者支援現場からの報告や講演などの DV に関する庁内職員研修を実施します。(再掲)</p>	男女共同参画推進課 子ども家庭課
<p>●関係機関に対し、DV について正しい理解を深めるための研修等の実施やリーフレットの配布等情報提供を実施します。(再掲)</p>	
<p>●DV の特性、被害者の心のケア、相談手法等について相談員の知識と技術の向上を図る研修を実施します。また、相談員自身が、二次受傷*などにより心の問題を抱えることがないように、スーパーバイザー*等による相談員の研修を実施します。</p> <p>●各種研修会、全国会議への参加に努めます。</p>	子ども家庭課 各区地域福祉課 又は 各区子育て支援室
<p>●男女共同参画社会*の実現に向け、セクシュアル・ハラスメント*防止、いじめ・暴力防止、デートDV*又はDV防止教育等に関する教職員研修を実施します。(再掲)</p>	生徒指導課 教育センター

(13) 関係機関、団体等との連携機能の充実

DVの防止及び被害者の保護・自立に向けた支援施策は広範囲におよび、関係機関、団体も多岐にわたります。

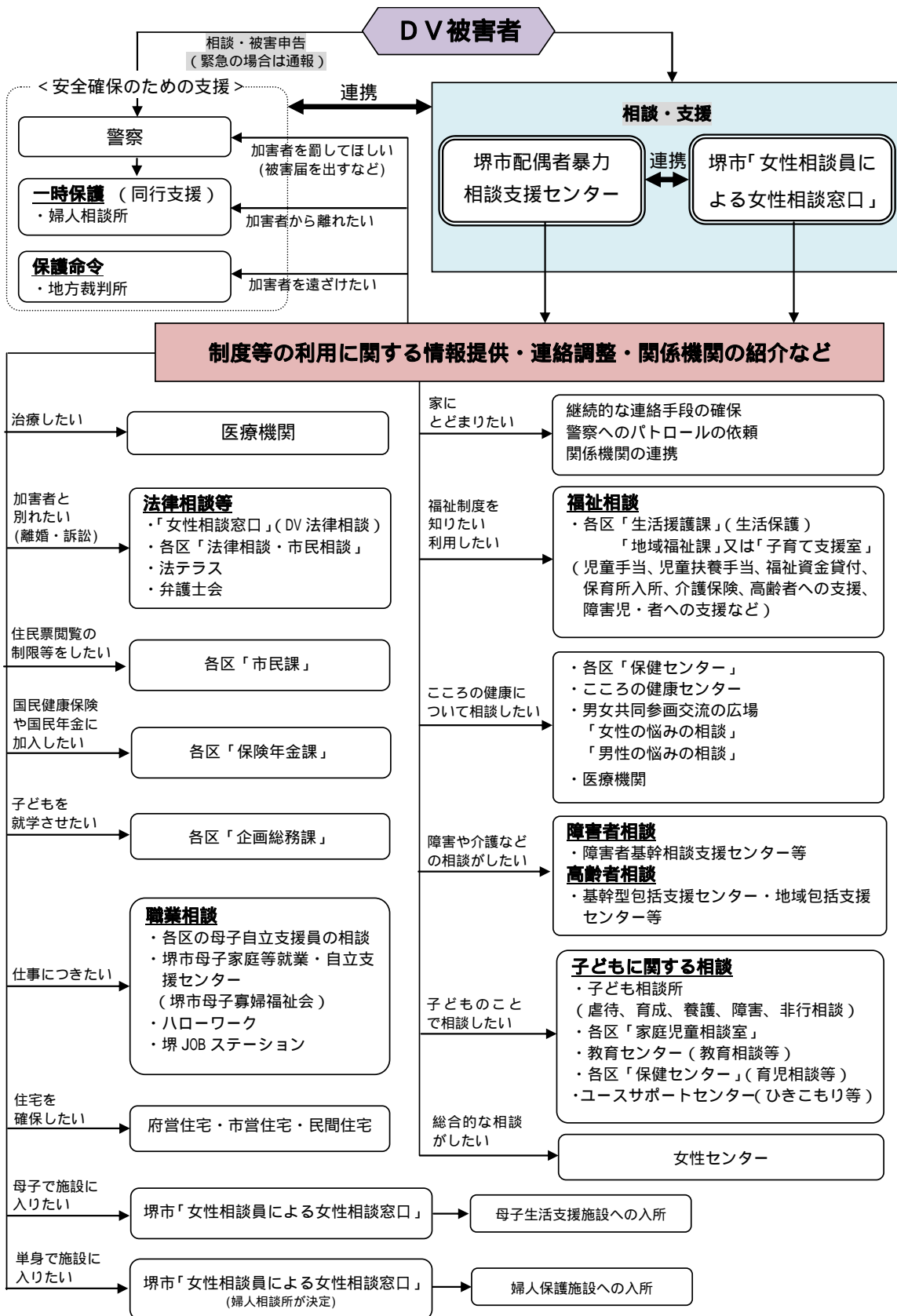
支援の中核的な機関である配偶者暴力相談支援センター*や女性相談員と、警察、学校、弁護士、医療・保健関係者などの支援者等との連携は、被害者の暴力を受ける生活からの脱却と、自立した生活の安定化に寄与するため、普段から連携を密にするとともに、相互に支援を行うことが重要です。

本市では、従来から市の関係各課をはじめ、警察、大阪府の関係機関、民間団体などで構成する「堺市DV対策連絡会議*」を設置し、相互の情報交換などを通して、庁内外の連携強化に努めてきましたが、今後も緊密な連携を図りながら、施策をより効果的に推進していきます。

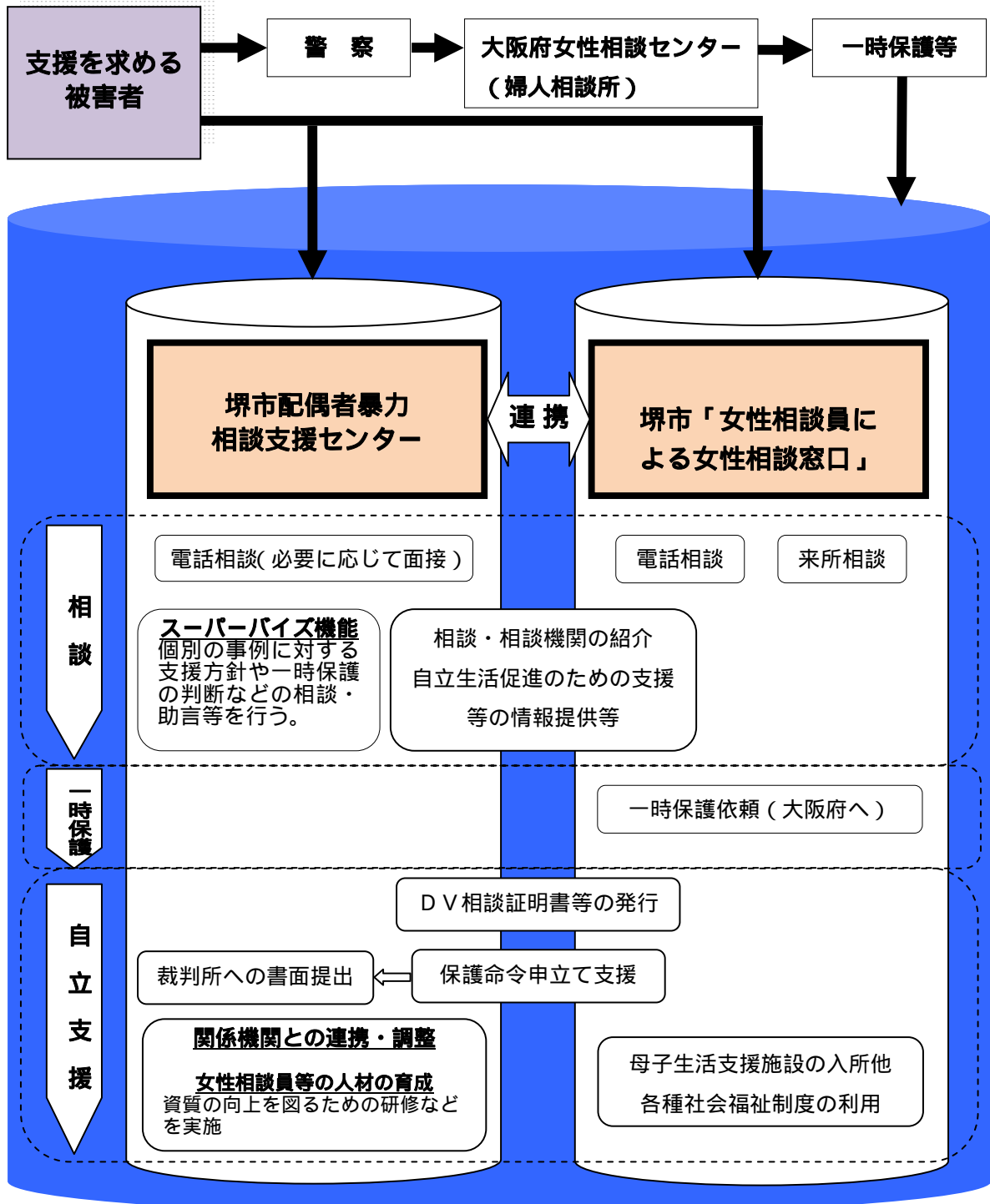
また、「女性と女兒に対する暴力の根絶」、「女性の経済的エンパワーメント*の強化」等を優先課題として取り組んでいる UN Women*など国際機関と連携しながらさまざまな施策に取り組みます。

内容及び主な事業等	所管課
<p>「第4期さかい男女共同参画プラン」対応事業</p> <p>●UN Women*など国際機関と連携し、「国際女性デー*」イベントを実施します。</p>	男女共同参画推進課
<p>●国における加害者更生プログラムの調査研究や他自治体の取組みについてその推進状況の把握に努め、施策のあり方について研究及び情報収集に努めます。</p>	男女共同参画推進課 子ども家庭課
<p>●「堺市DV対策連絡会議*」を開催し、警察、大阪府の関係機関、弁護士、医療機関、民間支援団体などDVに関わる機関との情報交換・連携を図ります。</p> <p>●庁内連絡会議を開催し、庁内関係課と情報交換・連携を図ります。</p> <p>●大阪府女性相談センター*との連絡会を開催し、情報交換・連携を図ります。</p> <p>●地方裁判所との連絡会の開催や関係機関会議への参加により、情報交換・連携を図ります。</p>	子ども家庭課 各区地域福祉課 又は 各区子育て支援室

3 堺市被害者支援フローチャート



4 堺市配偶者暴力相談支援センター*等の機能



5 数値目標

計画の達成度や進捗状況を定期的に把握・評価し、施策の推進における課題等を見出し、効果的に計画を推進するため、成果目標及びモニタリング指標*を設定し、取り組めます。

＜成果目標＞			
項目	現状 (直近値)	目標値 (平成 29 年度)	担当課等
「配偶者暴力防止法*」の認知度	全体 50.6% 女性 53.4% 男性 52.0% (平成 22 年度)	100%	男女共同参画推進課 (「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」より)
夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをしておどす」を暴力として認識する市民の割合	「平手で打つ」 「なぐるふりをしておどす」	100%	男女共同参画推進課 (「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」より把握予定)
「堺市配偶者暴力相談支援センター*」の認知度 (2012 年〔平成 24 年〕7 月開設)		100%	男女共同参画推進課 (「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」より把握予定)

【成果目標①～③設定の背景】

- ①「配偶者暴力防止法*」は DV に係る相談、保護、自立支援等 DV 防止及び被害者の保護を図るため定めた法律であり、その認知度を計画全体の取組を計る指標とします。
- ②DV は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、DV と認識されていない暴力が、被害者の「相談するほどではない」といった意識につながり、暴力を許す環境がつくられ、問題が深刻化してきた状況を鑑みて、「夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをしておどす」を暴力として認識する市民の割合」を指標とします。
- ③被害者が DV をうけることなく安全な生活を送るためには、身近にある窓口に相談し適切な支援につなげていくことが大切です。相談することから解決への道のりが始まることから、「堺市配偶者暴力相談支援センター」の認知度を指標とします。

＜モニタリング指標*＞			
項目	現状 (直近値)	担当課等	
堺市におけるDVに関する相談件数 (下記6項目総数)	1,188件 (平成23年度)		
堺市男女交流の広場 「女性の悩みの相談」(DV)	38件 (平成23年度)	男女共同参画推進課	
堺市男女共同参画交流の広場 「男性の悩みの相談」(DV)	0件 (平成23年度) (平成24年2月設置)	男女共同参画推進課	
夜間・休日DV電話相談	68件 (平成23年度)	子ども家庭課	
堺市配偶者暴力相談支援 センター*	(平成24年7月設置)	子ども家庭課	
堺市「女性相談」(DV)	769件 (平成23年度)	各区地域福祉課又は 各区子育て支援室	
女性センター相談業務 (DV/子ども虐待)	313件 (平成23年度)	女性センター	
大阪府警察で受理した DVに関する相談件数	4,026件 (平成22年)	大阪府警察本部調べ	
大阪府女性相談センター*における DVを原因とする一時保護*件数	495件 (平成22年度)	大阪府女性相談センター*調べ	
大阪地方裁判所管内における 大阪府の保護命令*発令件数	260件 (平成22年)	最高裁判所調べ	
配偶者間の暴力(殺人・ 暴行・傷害)の検挙件数 (全国・大阪府)	全国	夫2,829件 妻262件 (平成23年)	警察庁調べ
	大阪府	夫138件 妻22件 (平成23年)	大阪府警察本部調べ

【モニタリング指標*設定の背景】

- ・第3章で取り組む各事業の進捗状況と併せ、堺市のDV被害状況を把握するため設定します。

* モニタリング指標…目標値の設定が困難であるが、定期的に指標を追って推移を見守る必要があるものについて定める指標のこと。

参考資料

堺市男女平等推進審議会会長への諮問	62
堺市男女平等推進審議会委員名簿	63
堺市男女平等推進審議会審議経過	64
用語解説	65
条例・規則・法律・方針	74



堺男女共第 496 号
平成 24 年 7 月 23 日

堺市男女平等推進審議会
会長 川喜田 好恵 様

堺市長 竹山 修



堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例（平成 14 年条例第 8 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり諮問する。

諮問

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 2 条の 3 第 3 項の規定に基づき堺市が策定する配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画について、貴審議会の意見を求める。

理由

堺市は、これまでも「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」の中で「個人の人権の尊重」、「個人の尊厳を踏みにじる DV 及びこれと相関する児童虐待を行ってはならない」と規定し、平成 14 年に策定した「第 3 期さかい男女共同参画プラン」（平成 19 年改定）及び平成 24 年に策定した「第 4 期さかい男女共同参画プラン」において、「女性に対する暴力の根絶」を主要な課題の一つとして位置づけ、施策の推進を図っている。

このたび、被害者への支援体制を充実し、DV 防止と被害者の保護・自立支援に関する施策を総合的に推進するための配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を策定していく際の基本的な考え方についてお示しいただきたい。

堺市男女平等推進審議会委員名簿

氏名	職名等(就任中のもの)	諮問	答申
伊田 久美子	公立大学法人大阪府立大学 地域連携研究機構 教授 女性学センター長	○	○
大東 貢生	佛教大学 社会学部 准教授	○	—
岡澤 潤次	関西外国語大学 教職教育センター 教授	○	○
金丸 尚弘	堺市人権教育推進協議会 会長	—	○
川井 勇二	連合大阪 堺地区協議会 事務局長	○	○
川喜田 好恵	一般財団法人 大阪府男女共同参画推進財団カウンセラー	◎	—
岸 典子	市民	○	○
杉本 志津佳	一般財団法人 大阪府男女共同参画推進財団カウンセラー	—	○
只友 景士	龍谷大学 政策学部 教授	—	○
段林 和江	弁護士	○	◎
道林 悟	株式会社クボタ堺製造所 勤労部長	○	—
中村 正	立命館大学 産業社会学部 教授	—	○
松田 聰子	桃山学院大学 法学部 教授	○	○
宮本 博文	フリーライター	○	—
森屋 裕子	NPOフィフティ・ネット代表	○	○
山口 典子	堺市女性団体協議会 委員長	○	○

(2013年〔平成25年〕1月1日現在 50音順・敬称略 ◎会長 ○委員)

諮問：2012年(平成24年)7月23日時点での委員／答申：2012年(平成24年)10月24日時点での委員

有識者(※)

氏名	職名
林 かおる	堺市医師会医師

(敬称略)

「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例施行規則」第6条に基づく

堺市男女平等推進審議会審議経過

年月日	会議等	主な内容
2012年(平成24年) 7月23日	堺市男女平等 推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 諮問 ▶ 「第3期さかい男女共同参画プラン(改定)」に係る平成23年度事業実施(進捗)状況報告(案)について ▶ 「第4期さかい男女共同参画プラン」に係る平成24年度推進事業計画(案)について ▶ 答申に向けて「(仮称)堺市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」(案)について
2012年(平成24年) 8月17日	堺市男女平等 推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「(仮称)堺市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」(案)について
2012年(平成24年) 10月22日	堺市男女平等 推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 新委員の紹介 ▶ 会長の互選について ▶ 「堺市における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画の策定について(答申)」(案)について ▶ DV防止基本計画の進捗等について

用語解説

以下は、文中の用語で右上に（*）を付記しているものの用語解説一覧です。

あ行	解 説
アセスメント	「評価、査定」という意味。さまざまな分野で使われる言葉だが、支援の計画や方向性を決めるために、問題状況を把握し、分析するプロセスをさしている。
一時保護	被害者本人の意思に基づき、①適当な寄宿先がなく、その者に被害が及ぶことを防ぐため、緊急に保護することが必要であると認められる場合、②一時保護所での短期間の生活指導、自立に向けた援助が有効であると認められる場合、③心身の健康の回復が必要であると認められる場合に、「配偶者暴力防止法」第3条第3項及び第4項により、婦人相談所一時保護所において、又は婦人相談所が社会福祉施設等に委託して、一定期間、被害者を保護する制度。大阪府では、「配偶者暴力防止法」に基づく一時保護は、大阪府女性相談センターが行っている。
医療ソーシャル ワーカー	ソーシャルワーカーとは、社会福祉に携わる専門職の総称であり、福祉に関する専門知識・技術を通じて社会福祉援助を行う人をさす。の中で、保険医療分野におけるソーシャルワーカーを医療ソーシャルワーカーと呼ぶ。主に病院や老人保健施設などにおいて、社会福祉の立場から患者や家族を援助し、社会復帰の促進を図る専門職のこと。
エンパワーメント	個人が社会の一員としての自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。また、単に力をつけるだけでなく、よりよい社会へと変えていく力、責任をもった主体として社会を築いていく力を身につけること。
大阪府女性相談 センター	売春防止法第34条に基づき設置される婦人相談所。「配偶者暴力防止法」による配偶者暴力相談支援センターに位置づけられており、府の配偶者暴力相談支援センターの中核機関である。女性の保護と自立支援を図るため、電話や来所による相談を行うとともに、必要に応じて緊急一時保護や婦人保護施設への入所等を行っている。また、DV被害者の一時保護については、婦人相談所が自ら行うか、婦人相談所から一定の基準を満たす者に委託して行うこととしている。
オレンジ&パープル リボンキャンペーン	堺市独自の取組として、「子どもへの虐待・女性に対する暴力を許さない社会」をめざして、それぞれの活動のシンボルマークである『オレンジリボン』と『パープルリボン』を一体的にデザインし、共同して広報・啓発活動を行っている。

か行	解 説
家庭児童相談室	子どもに関する相談や子育てに関する指導業務の充実強化を図るために、児童福祉を担当している課や福祉事務所に設置されている。地域に密着した援助機関として、比較的軽微な相談を主に担当している。
ケアマネジメント	もともとの言葉の意味は、介護保険法に基づきケアマネージャー（介護支援専門員）が要支援・要介護者などからの相談に応じ、適切な介護保険サービスを利用できるようケアプランを作成すること。 本計画では「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、関係機関と連携しながら高齢者虐待への対応方針及び適切な支援計画を決め、実施していく過程をさしている。
ケースカンファレンス	支援者が集まり、その支援の対象となる人の問題の現状、その解決の方法、今実施されている支援の評価などについて検討する会議のこと。
ケースワーカー	生活保護申請者の生活状況や資産の調査、受給者の自立を助長するための生活相談や指導等を担当している。福祉事務所に配置することが法律上義務付けられている。
高齢者虐待防止法 (高齢者虐待の防止、 高齢者の養護者に対 する支援等に関する 法律)	高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者の保護措置、養護者の高齢者虐待防止のための支援措置を定めた法律。
国際女性デー	国連は3月8日を「国際女性デー」と定め、女性たちが平等、安全、開発、組織への参加のための努力により、どこまで可能性を広げてきたかを確認すると同時に、今後のさらなる前進に向けて話し合う場として設けられた記念日としている。
こころホーン	小・中学生、保護者、教職員に対して、不登校・いじめ・発達障害・虐待など小中学生の子どもの人権や教育全般に関わる相談を24時間受け付けている。
子育てアドバイザー	子育ての悩みや子育ての不安がある家庭や運営方法などで悩んでいる子育てサークルに無料で派遣することのできる、堺市に登録されているボランティアのこと。
固定的な 性別役割分担	男女を問わず個人の能力等によって役割分担をすることが適切であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。
子ども相談所	児童相談所。児童福祉法に基づき設置される機関で、児童の福祉に関する事項について、相談や調査・診断・判定を行い、それに基づいて指導・措置等の援助を行う。都道府県及び政令指定都市に設置義務がある。

さ行	解 説
堺市被保護者キャリアサポート事業	生活保護受給者に対する就労支援事業。カウンセリングを行うことで就業意欲の向上、醸成を図る。加えて、求人開拓員による、支援対象者の個別のニーズに応じた求人の開拓を行い、きめ細やかな就労支援を推進することにより就職の実現を図る。さらに、就業訓練が必要な者に対しては、就業に必要な知識や技術を研修等で習得させ、雇用に結びつくよう支援する。
参画	単なる「参加」ではなく、より積極的・主体的に意思決定過程に加わり、意見を反映させていくという意味が込められている。
ジェンダー	人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）とは別に、社会通念や慣習の中に、社会によって作りあげられた「男性像」、「女性像」のような「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）がある。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いという価値を含むものではなく、国際的にも広く使われている。
ジェンダー平等	性差別や暴力、性別による固定的な役割分担等の要因となっているジェンダーを見直し、すべての人が性別にかかわらず個人としてその尊厳が重んじられ、個性と能力を十分に発揮するとともに、あらゆる分野に参画し、責任を担い、平等に利益を受けることができる状態をいう。
女性差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）	<p>1979年（昭和54年）に国連の第34回総会で採択された国際条約。社会及び家庭における男女の固定化された役割に基づく偏見や慣習の変更、あらゆる分野において男女が平等な条件で最大限に参加する必要があることなどが盛り込まれている。日本は国籍法の改正や男女雇用機会均等法の制定などの改革を行い、1985年（昭和60年）に批准。</p> <p>なお、日本は2009年（平成21年）に公表された国連の「女子に対する差別の撤廃に関する委員会」（女性差別撤廃委員会〔CEDAW〕）の最終見解において、民法改正（男女ともに婚姻適齢を18歳に設定することや離婚後の女性の再婚禁止期間の廃止等）や女性の雇用及び政治的・公的活動への参画促進のための暫定的特別措置の実施を要請されるなど多くの課題を指摘されている。</p>
児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）	児童への虐待を禁止し、虐待を受けた児童を早期に発見し、保護して自立を支援するための事項等を定めている。
障害者基幹相談支援センター	障害がある人やその家族等からの相談に応じ、地域で安心してその人らしい生活を送れるよう、関係機関と連携しながら支援する機関。

さ行（続き）	解 説
障害者虐待防止法 （障害者虐待の防止、 障害者の養護者に対 する支援等に関する 法律）	障害者に対する虐待の禁止、国・地方自治体・国民の責務を定め、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利利益の擁護を行うことを定めている。
障害者総合支援法 （障害者の日常生活 及び社会生活を総合 的に支援するための 法律）	「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改めたもの。これまで「制度の谷間」として福祉サービス提供の対象外であった難病等を障害者の範囲に加えた。（児童福祉法における障害児の範囲も同様に対応。）障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、総合的な支援を行うことを目的としている。障害福祉サービスに係る給付や、障害者に対する理解を深めるための研修・啓発活動や意思疎通支援を行う者の養成や派遣を行うなどの地域生活支援事業等を定めている。
女性に対する暴力 の撤廃に関する宣言	1993 （平成5）年の国連総会で採択された宣言。 同宣言では、女性に対する暴力が女性の人権及び基本的自由の享受を侵害し、損なうこと、男女間の歴史的に不平等な力関係の現れであり、男性の女性に対する支配や差別、女性の十分な地位向上の妨害につながってきたことなどを明らかにし、女性に対する暴力を撤廃するための施策の推進を各国に求めている。
ショートステイ	短期入所生活援助事業のこと。保護者が社会的事由により、家庭での養育が一時的に困難となった家庭の子ども、又は緊急一時的に保護を要する母子が原則7日以内を限度として入所利用できる。
スクール カウンセラー	不登校や問題行動に悩む児童生徒に対し、カウンセリング等による支援を行うとともに、教職員や保護者に対する助言・援助を行うために学校に配置されている臨床心理士等のこと。
スクールソーシャル ワーカー	不登校や問題行動に対し、多彩な支援方法を用いて課題の解決を図ることを目的に学校に配置されている社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有するもの。教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するもの。
スーパーバイズ （スーパーバイザー）	ある職種の能力を向上させるために、その職種の熟練者などがその知識と経験に基づき、指導、教育、支援を行うこと。また、そのような役割を担う者を「スーパーバイザー」という。

さ行（続き）	解 説
性的マイノリティ	<p>性同一性障害*、同性愛、両性愛、先天的に身体上の性別が不明瞭であるインターセックス等の性的な特徴のために差別や偏見を受けたり、不利な立場に置かれやすいなどの社会的な少数者となっている人々をさす。</p> <p>*性同一性障害とは</p> <p>2004年（平成16年）に施行した「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」において、「生物的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているもの」と定義されている。同法の施行により、戸籍の性別変更が認められることとなった。</p>
セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）（性的嫌がらせ）	<p>職場では、相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行するうえで、一定の不利益を与えたり、それを繰り返したりすることによって就業環境を著しく悪化させることをいう。また、学校では、相手の意に反した性的な言動を行うことにより、学習意欲の低下や喪失を招くなど、学校生活を送るうえで不利益を与えたり、学習環境を悪化させたりすること。</p>

た行	解 説
第3次男女共同基本参画計画	<p>男女共同参画社会基本法に基づき政府が策定した基本計画で、2010年（平成22年）7月、「男女共同参画会議」の答申をふまえ、同年12月17日閣議決定された。第1次計画（2000年〔平成12年〕）、第2次計画（2005年〔平成17年〕）に続く第3次の計画で、15の重点分野を設定している。</p>
男女共同参画社会	<p>男女共同参画社会基本法により、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されている。</p>
男女共同参画社会基本法	<p>男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画社会の基本的な考え方とともに、国や地方自治体と国民などそれぞれの役割と責任を定めた法律で、1999年（平成11年）に公布・施行された。21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられている。</p> <p>男女の人権の尊重、社会における制度又は慣行についての配慮、政策などの立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、国際的協調の5つの基本理念をうたっている。</p>

た行（続き）	解 説
地域包括支援センター	<p>介護保険法に基づき設置されるもので、地域住民の保険・福祉・医療の向上、総合相談支援、地域の関係機関などのネットワークの構築、ケアマネージャーなどへの支援、介護予防マネジメントなどの役割を担う地域の中核的な支援機関。保険者は直営又は委託により設置し、基本的に日常生活圏域*を単位に設置するものとされている。</p> <p>*日常生活圏域とは 介護保険事業計画で定めることとされている圏域で、高齢者の日常生活において基本的な単位となる圏域のこと。日常生活圏域の設定は、保険者が地域の地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、施設整備などを総合的に勘案し、定めることとされている。</p>
DV (配偶者・恋人等からの暴力)	<p>Domestic Violence の略。もともとの言葉の意味は「家庭内の暴力」であるが、現在では「配偶者や恋人など親密な関係にある者、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使われており、対象としては男性、女性を問わず、事実婚や元配偶者も含まれる。暴力とは身体的暴力だけでなく、身体的・経済的・精神的・性的暴力も含まれる。</p>
DV 対策連絡会議	<p>DV の防止並びに被害者の保護及び自立支援に関する関係機関との情報交換・連携を推進するために開かれる会議のこと。本市では関係各課をはじめ、警察、大阪府の関係機関、民間団体などで構成している。</p>
DV 被害者支援コーディネーター	<p>被害者の状況に応じて種々の社会資源を利用できるように調整することや、各関係機関との連携を行うなど、支援内容を被害者の状況にあわせて調和・統合させる役割を担う支援者のこと。</p>
DV 被害者自立支援金	<p>わずかな身の回りの物を持ち、相談に来られる被害者の自立支援を図るため、DV による被害を受けた者に対して支給される。</p>
デート DV	<p>配偶者以外の交際相手からの暴力のこと。</p>
トワイライトステイ	<p>夜間養護等事業のこと。保護者の仕事等が恒常的に夜間、深夜にわたる家庭の小学校低学年の子どもが、夕方から概ね午後 10 時までの通所利用又は夜間から引き続き宿泊を伴う通所利用ができる。</p> <p>休日預かりは保護者の仕事等が恒常的に休日にわたる家庭の小学校低学年の子どもが日中に利用できる。</p>

な行	解 説
二次受傷	<p>相談員などの支援者が、被害者が経験した深刻な被害経験や状況等について聴いているうちに、自らも被害者と同様の心理状態に陥ること。</p>

な行（続き）	解 説
二次被害	被害者と直接接する場合、被害者が DV により心身とも傷ついていることに十分配慮することが必要であるが、こうしたことに対する理解が不十分なため、被害者に対し、不適切な対応をすることで、被害者に更なる被害を与えること。

は行	解 説
配偶者暴力相談支援センター	都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設が、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしている。また、市町村も自らが設置する適切な施設において、支援センターの機能を果たすよう努めるものとされている。
配偶者暴力防止法 (DV 防止法)	<p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。</p> <p>第1条第1項に定める「配偶者からの暴力」の「配偶者」には、事実婚や元配偶者（離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合）は含まれるが、恋人や交際相手は含まれない。「暴力」は、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をさしている。</p>
売春防止法	売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を行うことによって売春の防止を図ることを目的とする法律。1956年（昭和31年）に制定された。「配偶者暴力防止法」が制定されるまでは、被害者に対してこの法律に基づいて保護・支援が行われていた。
バーンアウト	支援者が熱心に支援活動を行ううちに、力を消耗しきってしまい、支援活動への意欲を失ったり、支援ができなくなってしまうこと。
PTSD (心的外傷後ストレス障害)	<p>強い恐怖をもたらす体験をした後に、以下の3つの症状が1カ月以上続くことが特徴である。</p> <p>【再体験】災害時の体験が、自分の意思と関係なく繰り返し思い出されたり、夢に見たりする。</p> <p>【回避】災害時の体験を思い出すような状況や場面を意識的に避ける。</p> <p>【過覚醒】神経の興奮状態が続く。不眠、イライラ、怒りっぽくなるなど。</p>
婦人相談所	売春防止法第34条に基づき設置される施設。もともとは売春を行うおそれのある女子の相談、指導、一時保護等を行う施設であったが、現在は婦人保護事業の中で女性に関する様々な相談に応じるとともに、「配偶者暴力防止法」により、配偶者暴力相談支援センターとして位置付けられている。

は行（続き）	解 説
法テラス (日本司法支援センター)	総合法律支援法に基づき、国民向けの法的支援を行う中心的な機関として、平成 18 年 4 月に設立された公的な法人。相談窓口の案内などの情報提供や、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに無料法律相談や弁護士費用の立替えなどを行う民事法律扶助などを実施する。
保護命令	配偶者からの身体に対する暴力又は生命に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者から受ける身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者からの申立てにより裁判所が、加害者（事実婚の者及び元配偶者を含む）に対し発する命令。「接近禁止命令」と「退去命令」と「電話等禁止命令」がある。
母子寡婦福祉資金 貸付金	母子家庭や寡婦の方などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するため、設けられたもの。
母子自立支援員	ひとり親家庭・寡婦の生活上の相談、自立のための相談や子どもの養育などの相談に応じている。
母子生活支援施設	18 歳未満の子どもを養育している母子家庭の母親が生活上のいろいろな問題のため、子どもの養育が十分できない場合、子どもと一緒に入所できる児童福祉施設のこと。

ま行	解 説
モニタリング指標	目標値の設定が困難であるが、定期的に指標を追って推移を見守る必要があるものについて定める指標のこと。

や行	解 説
UN Women	ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関。国連にある女性関連の 4 機関（女性の地位向上部〔DAW〕、国際女性調査訓練研修所〔INSTRAW〕、ジェンダー問題と女性の地位向上に関する事務総長特別顧問室〔OSAGI〕、国連女性開発基金〔UNIFEM〕）を統合して設置された男女平等と女性の社会的地位強化のための国連機関。開発途上国のみならず、先進国における男女平等の問題にも取り組む機関として、2011 年（平成 23 年）1 月から活動を開始。日本事務所が堺市に設置されている。

や行（続き）	解 説
ユースサポートセンター	<p>学齢期から就労期に至るまでの一貫した相談支援の窓口として、堺市在住の 39 歳以下で、ひきこもり、不登校、ニート、非行などの困難を抱える子ども・若者及びその保護者・関係者からの相談に対応している。相談機関の紹介や情報提供のほか、自立むけた支援プログラムやセミナーの開催、居場所づくりなどを行っている。</p>

ら行	解 説
連携パス	<p>被害者が必要としている様々な支援について、支援に漏れがないか、必要な支援が適切に提供されているかなど、複数の支援を一連の流れで把握・確認できるようにするシートのこと。</p>
老人福祉法	<p>老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もつて老人の福祉を図ることを目的とする法律。1963 年（昭和 38）に制定された。市町村が実施する高齢者施策の実施や、介護保険では提供できない場合の福祉措置、老人福祉施設の定義等を規定している。</p>

堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例

制 定 平成 14 年 3 月 28 日条例第 8 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条 - 第 9 条）

第 2 章 基本的施策（第 10 条 - 第 13 条）

第 3 章 推進体制等（第 14 条 - 第 17 条）

第 4 章 雑則（第 18 条）

附則

我が国は、女性差別撤廃条約を軸とした国際的な潮流の中で、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として男女平等社会の実現を位置付けた男女共同参画社会基本法を制定した。

堺市は、他市に先駆け、女性問題行動計画を策定し、男女共同参画宣言都市となるなど男女平等社会の実現に向けて積極的に取り組んできているが、性別による役割分担意識やこれに基づく社会慣行等は依然として根強く、全国的にも女性に対する暴力が社会問題化するなど男女平等の達成にはなお多くの課題が残されている。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくには、これまでの固定化された男女の役割にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮するとともに、あらゆる分野において男女が対等に参画できる男女平等社会の実現が重要である。

ここに私たちは、堺市の主要政策として、男女平等社会の実現を目指すことを決意し、総合的かつ計画的に男女平等社会の形成の推進を図り、21世紀の「ひとが輝く市民主体の堺」を築くため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、本市における男女平等社会の形成に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、男女平等社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等社会 すべての人が、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、対等な社会の構成員として自らの意思により職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野（以下単に「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画し、共に責任を担う社会をいう。
- (2) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野における性別間の格差を是正するため必要な範囲内において、不利な状況にある性に対し、格差是正の機会を積極的に提供することをいう。

- (3) 事業者 本市の区域内において、公的であると私的であるとを問わず、及び営利であると非営利であるとを問わず事業を行うものをいう。

(基本理念)

第3条 男女平等社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が個人としてその尊厳が重んじられ、直接的であると間接的であるとを問わず性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されるべきこと。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会的制度、慣行又は伝統は、あらゆる人の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう見直されるべきこと。
- (3) 市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が対等に参画する機会が確保されるべきこと。
- (4) 家族を構成する者は、互いに人格を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に均等に責任を分担すること。
- (5) 妊娠、出産その他の性と生殖に関しては、自己決定が尊重されること及び生涯を通じた健康な生活を営むことについて配慮されるべきこと。
- (6) 男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人その他のあらゆる人の人権についても配慮されるべきこと。
- (7) 男女平等社会の形成の推進に向けた取組は、国際社会における取組と協調して行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、男女平等社会の形成の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下「男女平等推進施策」という。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、男女平等推進施策を実施するに当たり、国、府、市民及び事業者と相互に連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女平等社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の積極的確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者等の責務)

第7条 家庭教育、職場教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者は、男女平等の理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

- 2 何人も、子どもたちの男女平等教育に関し、自ら積極的に参画するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、直接的であると間接的であるとを問わず、性別を理由とする権利侵害及び差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、地域、職場、学校その他のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント（相手の意に反する性的な言動により相手方に不利益を与えること又は相手方の生活環境を害することをいう。）を行ってはならない。

3 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンス（配偶者等親しい関係の者からの身体的、性的、心理的又は経済的暴力をいう。）及びこれと関連する児童虐待を行ってはならない。

（公衆に表示する情報に関する留意）

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び性的な暴力等を助長し、又は連想させる表現並びに人権を侵害する性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

（基本計画）

第10条 市長は、男女平等推進施策並びに市民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画の実効性を高めるため、その進行管理に係る適切な手法を導入するものとする。

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第15条第1項に定める男女平等推進審議会の意見を聴取するとともに、市民の意見を反映することができるよう、適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（年次報告）

第11条 市長は、男女平等推進施策の実施状況等について、年次報告を作成し、これを公表するものとする。

（市民及び事業者の理解を深めるための措置）

第12条 市は、男女平等社会の形成の推進について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等適切な措置を講ずるものとする。

（審議会等の委員の構成）

第13条 市長その他市の執行機関は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関の委員を任命し、又は委嘱するときは、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めなければならない。

第3章 推進体制等

（施策の推進体制の整備）

第14条 市は、男女平等推進施策を円滑かつ総合的に企画し、調整し、及び実施するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

2 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女平等社会の形成の視点をもって取り組むもの

とする。

- 3 市は、男女平等社会の形成の推進のため、必要な拠点機能の整備に努めるものとする。
- 4 市は、基本計画に基づく施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（男女平等推進審議会）

第15条 基本計画その他男女平等社会の形成の推進に関する重要事項を調査審議し、及び意見を述べるため、堺市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長が任命し、又は委嘱する委員15人以内をもって組織する。
- 3 市長は、男女いずれか一方の性が委員総数の10分の4未満とならないよう委員を選出しなければならない。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

（苦情等の処理）

第16条 本市の区域内に住所を有する者又は本市の区域内に所在する学校、事業所等に通学し、又は通勤する者（次条において「市民等」という。）は、市が実施する男女平等推進施策又は男女平等社会の形成の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し苦情その他の意見がある場合は、市長に申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、調査の上次条第2項に定める堺市男女平等相談委員の意見を聴き、必要な措置等を講ずるものとする。
- 3 市長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴かなければならない。

（相談の申出）

第17条 市民等は、第8条に規定する性別による権利侵害その他の男女平等社会の形成を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、市長に申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出を適切かつ迅速に処理するため、堺市男女平等相談委員（以下この条において「相談委員」という。）を置く。
- 3 相談委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 4 相談委員は、必要に応じて関係者に対し資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

第4章 雑則

（委任）

第18条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第15条から第17条までの規定は、規則で

定める日から施行する。

堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例施行規則

制 定 平成 14 年 9 月 13 日規則第 72 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例（平成 14 年条例第 8 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(委員)

第 2 条 条例第 15 条第 1 項の堺市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 事業者
- (4) その他市長が適当と認める者

(会長)

第 3 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 審議会に、その円滑な運営を図るため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 前 2 条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第 6 条 審議会（部会を含む。次条及び第 8 条において同じ。）は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、男女共同参画推進課において行う。

(審議会の運営)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(相談委員)

第9条 条例第17条第2項の堺市男女平等相談委員（以下「相談委員」という。）は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員と兼ねることができない。

2 相談委員の任期は、2年とする。ただし、相談委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 相談委員は、再任されることができる。ただし、任期を通算して6年を超えることはできない。

4 市長は、相談委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は相談委員に職務上の義務違反その他相談委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

（職務の執行等）

第10条 相談委員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 条例第16条第1項の規定による申出について市長に意見を述べること。

(2) 条例第17条第1項の規定による申出に係る調査、助言、是正の要望等を行うこと。

(3) 前2号に掲げる職務を行うに際し、関係機関又は関係団体と必要な連絡調整を行うこと。

2 相談委員は、それぞれ独立してその職務を行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、相談委員は、次に掲げる事項を決定するときは、合議により行うものとする。

(1) 職務の執行の方針に関すること。

(2) 職務の執行の計画に関すること。

(3) その他相談委員が合議により処理することが適当であると認められる事項

4 相談委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（申出の方式）

第11条 条例第16条第1項又は第17条第1項の規定による申出は、苦情相談等申出書（様式第1号）により行わなければならない。ただし、市長又は相談委員が当該申出書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭ですることができる。

2 前項ただし書の規定により口頭の申出があったときは、市長又は相談委員は、その内容を書面に記録するものとする。

（調査しない申出）

第12条 市長又は相談委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査しないものとする。

(1) 判決、裁決等により確定した事項

(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の援助の対象となる事項

(4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項

(5) 条例又はこの規則に基づく相談委員の行為に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、相談委員が調査することが適当でないと認める事項

2 相談委員は、条例第17条第1項の規定により人権を侵害された旨の申出が当該侵害のあった日から

起算して1年を経過した日以後になされたときは、当該申出に係る調査はしないものとする。ただし、相談委員において正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

- 3 市長又は相談委員は、前2項の規定により申出に係る調査をしないときは、その旨及びその理由を当該申出をした者に対し、調査対象外通知書（様式第2号（甲）（乙））により通知するものとする。

（資料の提出等）

第13条 相談委員は、条例第17条第4項の規定により関係者に対し資料の提出又は説明を求めるときは、協力依頼書（様式第3号）によりこれを行うものとする。

（調査結果等の通知等）

第14条 市長又は相談委員は、申出について調査が終了したときは、その結果を速やかに当該申出をした者に対し、調査結果等通知書（様式第4号（甲）（乙））により通知するものとする。この場合において、条例第17条第4項の規定により助言、是正の要望等を行ったときは、併せてその内容を当該申出をした者に通知するものとする。

（助言、是正の要望等）

第15条 相談委員は、条例第17条第4項の助言を口頭で行った場合において、当該関係者から当該助言の趣旨及び内容を記載した書面の交付を求められたときは、速やかに助言書（様式第5号）を交付するものとする。

- 2 条例第17条第4項の是正の要望等は、是正要望通知書（様式第6号）により行うものとする。

（申出の処理の状況等の報告等）

第16条 相談委員は、毎年度1回、申出の処理の状況及びこれに関する所見等についての報告書を作成し、市長に提出するとともに、公表するものとする。

（委任）

第17条 この規則の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行後、最初に委嘱される相談委員の任期は、第9条第2項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成十九年七月十一日法律第百十三号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条 第五条)

第三章 被害者の保護(第六条 第九条の二)

第四章 保護命令(第十条 第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条 第二十八條)

第六章 罰則(第二十九条・第三十條)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を

含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日におけ

る言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がある責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 【抄】

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 【平成十六年法律第六十四号】

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 【平成十九年法律第百十三号】(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（概要）

平成 20 年 1 月 11 日

内閣府、国家公安委員会、

法務省、厚生労働省告示第 1 号

第 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成 13 年 4 月、法が制定され、平成 16 年 5 月には、法改正が行われ、平成 16 年 12 月に施行されるとともに、基本方針が策定された。平成 19 年 7 月に法改正が行われ、平成 20 年 1 月 11 日に施行された。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。

(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認められた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心

理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適切と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求に

については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。外国人登録原票については、原則として非公開であり、その取扱いには十分な注意が求められることについて、徹底することが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

被害者が被害を受けている旨の証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が社会保険事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しや

すくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上で、対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。